

進化する町 見事な町 新上五島町の

みんなでささえるプラン

第3次新上五島町 地域福祉計画

～ふれあいとやさしさが進化するまち しんかみごとう～

第3次新上五島町 地域福祉活動計画

～愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう～

第1次新上五島町 自殺対策計画

～ふれあいとやさしさで生きる力が深化するまち しんかみごとう～

第1次新上五島町 成年後見制度利用促進計画



平成31年3月
長崎県新上五島町

空白ページ

第1部 地域福祉計画

地域福祉計画の策定にあたり..... (1)

第1章 地域福祉計画策定の背景

■地域福祉とは..... (2)

■地域福祉計画をつくる目的..... (3)

■計画の位置づけ..... (4)

■計画の期間..... (5)

第2章 私たちの町の概況

■人口・世帯数..... (6)

■この町の社会福祉資源..... (11)

第3章 基本理念と目標

■基本理念..... (18)

■基本目標..... (19)

■取り組みの体系..... (20)

第4章 しん・か・み・ご・と・う・的取り組み

(しん) 親近感のある地域づくり

■地域を知り、地域を好きになる取り組み..... (21)

■お互いを理解する取り組み..... (21)

(か) 環境整備の促進

■バリアフリーの促進に向けての取り組み..... (22)

■生活環境の整備に関する取り組み..... (22)

(み) みんながつながるしくみづくり

■連携・相談体制の整備と充実を図る..... (23)

■ネットワークづくり..... (24)

(ご) コミュニケーションの充実

■地域活動への支援と参加の促進..... (24)

■活動拠点の確保と充実を図る..... (25)

(と) ともに支えあうしくみづくり

■要支援者の権利擁護に向けた取り組み..... (25)

■生活困窮者への支援に向けた取り組み..... (26)

■地域で取り組む防災・防犯対策..... (27)

(う) 海のように広く、深い心を育む

■福祉の心を育む取り組み..... (27)

■地域福祉の担い手の確保と育成..... (28)

第5章 計画の推進にむけて

- 計画推進に向けた体制.....(29)
- 計画の点検と評価.....(29)
- 地域福祉活動計画との連携.....(29)

第2部 地域福祉活動計画

はじめに.....(31)

第1章 地域福祉活動計画の概要

- 地域福祉活動計画の目標.....(32)
- 地域福祉活動計画とは.....(32)
- 地域福祉活動計画の基本方針.....(33)
- 地域福祉活動計画の期間.....(33)

第2章 地域福祉活動計画の基本理念

- 地域福祉活動計画の基本理念.....(34)
- 地域福祉活動計画の基本目標.....(34)

第3章 地域福祉活動計画の展開

- 住民意識の高揚と啓発.....(35)
- 住民参加・参画による地域福祉活動の推進.....(36)
- 支援活動の推進.....(37)
- 要援護者・支援者への援助推進.....(38)
- 社会福祉協議会の機能強化.....(39)

第4章 地域福祉活動計画の推進

.....(40)

第3部 自殺対策計画

自殺対策計画の策定にあたり.....(41)

第1章 自殺対策計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨.....(42)
- 計画策定の背景.....(42)
- 計画の性格と位置づけ.....(42)
- 計画の期間.....(43)

第2章 私たちの町の現状と課題

- 新上五島町の自殺の状況..... (44)
- 新上五島町のこころの健康に関するデータ..... (52)

第3章 基本理念と目標

- 計画の基本理念..... (53)
- 計画の基本目標..... (53)
- 自殺対策における取り組み..... (54)

第4章 評価指標と検証..... (69)

第5章 生きる支援関連施策一覧..... (70)

第4部 成年後見制度利用促進計画

第1章 成年後見制度利用促進計画について

- 成年後見制度利用促進計画の位置づけ..... (85)

第2章 成年後見制度利用促進にかかる 考え方及び目標等

- 基本的な考え方..... (85)
- 今後の施策の目標等..... (87)

第3章 成年後見制度利用促進に向けて 講ずべき施策

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善..... (88)
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり..... (88)
- 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調整..... (89)
- 制度の利用促進に向けて取り組むその他の事項..... (89)

空白ページ

第1部 地域福祉計画

～ふれあいとやさしさが進化するまち しんかみごとう～



空白ページ

地域福祉計画の策定にあたり

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく様変わりする中、育児、介護、障がい、貧困等の複合化した課題を抱える世帯が増加しています。こうした状況は、不安や孤独感を抱えたり、ひとりで悩み何らかの支えを必要としている人々にさまざまな影響を及ぼしており、ひいては、孤独死、虐待、ひきこもりなどの社会問題を引きおこす要因にもなっています。

そのような中、国では高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの分野に関する制度の改正に加え、地域福祉に係る様々な検討を重ねて、平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた取り組みへの強化が示されました。

誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、本計画の策定主体である町や町社会福祉協議会だけでなく、地域、福祉団体、福祉施設、ボランティア、NPO 法人等の社会資源が地域福祉を推し進めると同時に、地域における支え合い・助け合いのしくみを構築することが大切です。

そのため、本計画においては、地域福祉に携わる全ての人の「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進を主眼とし、福祉に関連する個別計画と整合性及び連携を図りながら、さらなる地域福祉の向上を目指して策定いたしました。

本町においては、本計画の基本理念である「ふれあいとやさしさが進化するまちしんかみごとう」に向けて、町民の皆様が積極的に参画し、地域住民が共に支え合えるまちづくりを、町民の皆様との共創により進めていきたいと思いますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成 31 年 3 月

新上五島町長 江 上 悦 生

第1章 地域福祉計画策定の背景

地域福祉とは

私たちが日常的に暮らしているこの地域には、子どもから高齢者、障がいをもつ人、生活が苦しい人、単身世帯から大家族まで、様々な人々が様々な様式で暮らしています。その全ての人々が住み慣れた場所で安心して生活していくために、自分と家族、そして地域の人々が連携を持ちながら、行政や社会福祉事業所、医療機関、福祉団体、NPO、ボランティア団体と協力し合い、それぞれが抱える様々な問題の解決に向けて取り組むことが「地域福祉」です。

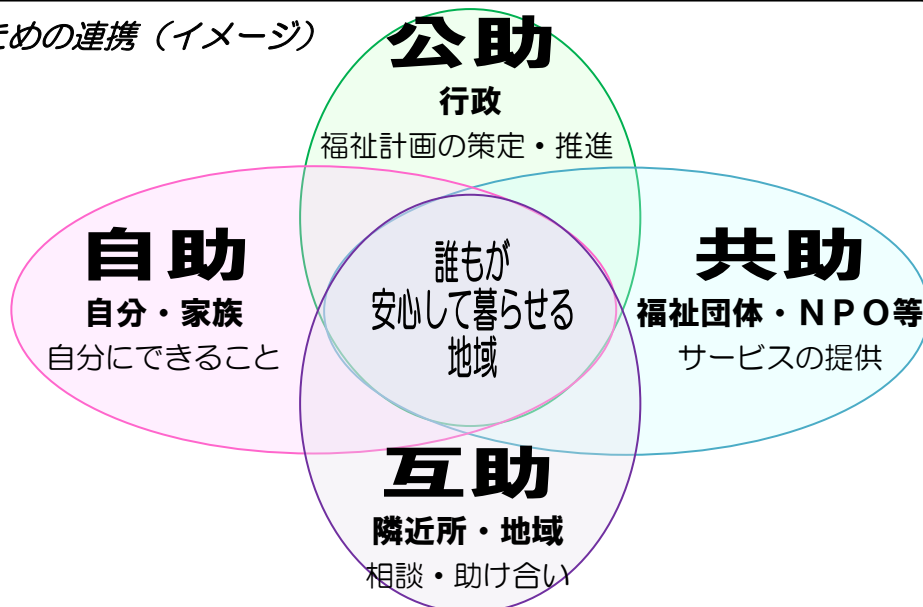
近年、本格的な少子高齢化の進行や核家族化を主な要因とした家庭機能の変容により、地域の中での昔ながらの結びつきが弱まり、身近な町民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。このような状況の中で、一人暮らし高齢者や障がい者、子育てや家族の介護で悩んでいる人等、何らかの手助けや支援を必要としている人が増えています。

また、社会情勢・経済情勢の変化により、生活困窮者の増加、ひきこもり、虐待、自殺等も社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

私たちは、一人では生活できません。多くの人と関わり合いを持ちながら、安心して暮らせる住みやすい地域を作っていかなければなりません。

そのためには、公的な制度・サービス（公助）だけではなく、自らの活動（自助）のほか、福祉団体やNPO、ボランティア活動のような「官」と「民」を繋ぐような支え合い（共助）、隣近所や地域住民がお互いに助け合い、制度、分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現することが重要です。こうした背景には、すべての町民が地域のために何かをしていこうという意識のもと、地域の人たちをはじめ、行政や社会福祉協議会、福祉、介護、医療などの事業者、NPO団体、ボランティアなどと力を合わせ、お互いに不足するものを補いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みを作ることが前提となっています。

安心して暮らすための連携（イメージ）



地域福祉計画をつくる目的

私たちが暮らす新上五島町は、過疎化現象が一層進み、超少子・高齢社会のただ中にあると言えます。また、核家族化、高齢者の一人暮らし、近所付き合いの希薄化などの影響で地域の繋がりも薄れてきており、助け合い・支え合いの機能も失われつつあります。

近年は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられるようになり、対応が困難なケースも浮き彫りとなってきておりますし、介護と育児に同時に直面する世帯や、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯、精神疾患患者やがん患者など、地域生活を送る上で福祉分野に加え、保健医療や就労など分野横断的な支援を必要とするケースも増加してきています。

このような中、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現することとされました。

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの縦割りから、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創ることが必要とされており、これに伴い、平成 29 年 5 月に改正された社会福祉法においても、行政には『我が事丸ごと』の地域づくり、包括的な支援体制の構築や地域福祉計画の充実、地域福祉活動計画との調和が求められています。

こうした社会状況の変化や国等の動向を踏まえ、町民や地域、福祉関係機関など地域福祉に関わる人々をはじめとする全ての人と協働し、「地域共生社会」の実現に向け、包括的な支援体制を整備するため、平成 31 年 4 月から 5 年間の地域福祉の方向性を位置づける一体的な計画として、「新上五島町みんなでささえるプラン」を策定することとしています。

○社会福祉法 ※抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて町が定める行政計画として位置づけられ、地域福祉の推進や町の責務を実践するため、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、支援を必要とする人の生活上の課題とその解決に向けた必要なサービスの適切な利用を推進する事項を定めるものです。

また、「つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」を目標とする将来像とした「第二次新上五島町総合計画」における政策実現のための部門計画に位置づけると共に、福祉保健分野の総括的な上位計画としても位置づけており、各保健・福祉分野の具体的な取り組みはそれぞれの部門計画において施策を展開していくこととしています。

「地域福祉計画」では、これらの各種施策を展開する上で共通基盤となる地域づくりを進めていくとともに、社会的孤立者など制度の狭間で支援を必要とする方に対する取り組みを、保健・福祉分野以外の部門計画等とも連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向け、施策を展開することを目指すものとなります。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域の課題や問題解決への取り組みを行い地域の福祉につなげていく民間の活動・行動計画に位置づけられます。これまで、住民主体を大切にしてきた社会福祉協議会が、民間組織としての先駆性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に地域福祉の推進という目標を掲げる中、それぞれの立場から役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

○社会福祉法 ※抜粋

（市町村地域福祉計画）

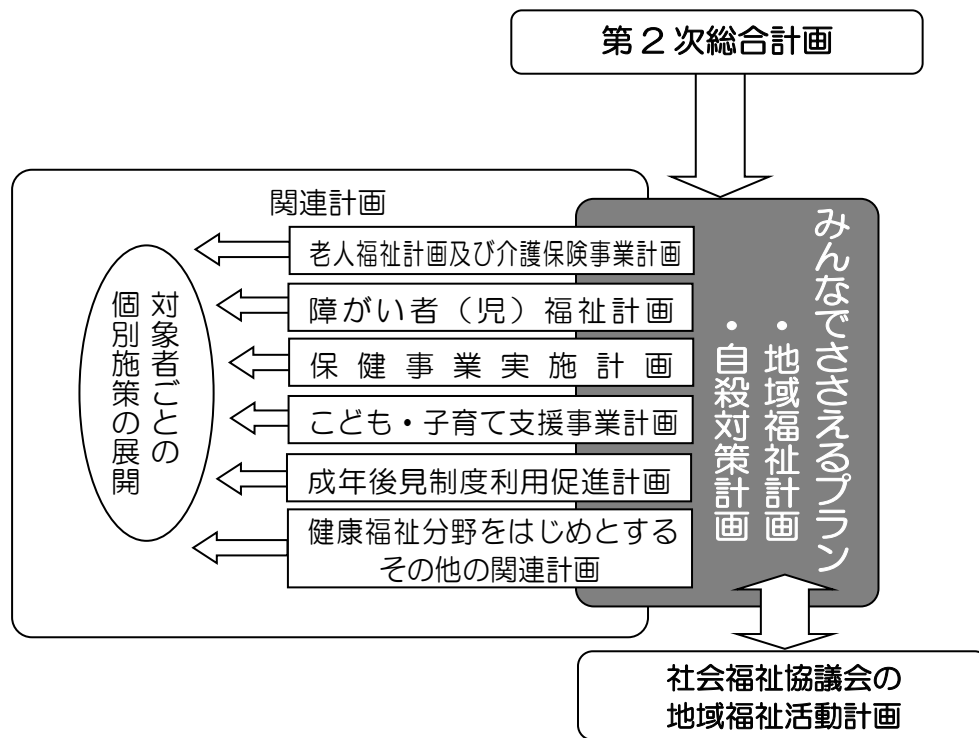
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉の計画の位置づけ



計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や他の計画との整合性の関係から、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		
					新上五島町 みんなでささえるプラン						
第2次新上五島町 地 域 福 祉 計 画					第3次新上五島町 地 域 福 祉 計 画						
第2次新上五島町 地域福祉活動計画			第2.5次新上五島町 地域福祉活動計画		第3次新上五島町 地域福祉活動計画						
					第1次新上五島町 自 殺 対 策 計 画						
					第1次新上五島町 成年後見制度利用促進計画						

第2章 私たちの町の概況

人口・世帯数

① 人口の推移

本町の人口は、毎年減少の一途をたどっています。国勢調査における2010年と2015年の人口を比較すると2,356人の減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所における本町の将来推計人口においても、2020年には17,278人と、さらに2,440人の減少が見込まれています。

年齢三区分別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）については、引き続き大きく減少していくことが見込まれており、高齢者人口（65歳以上）についても2020年以降は緩やかに減少していくことが見込まれています。

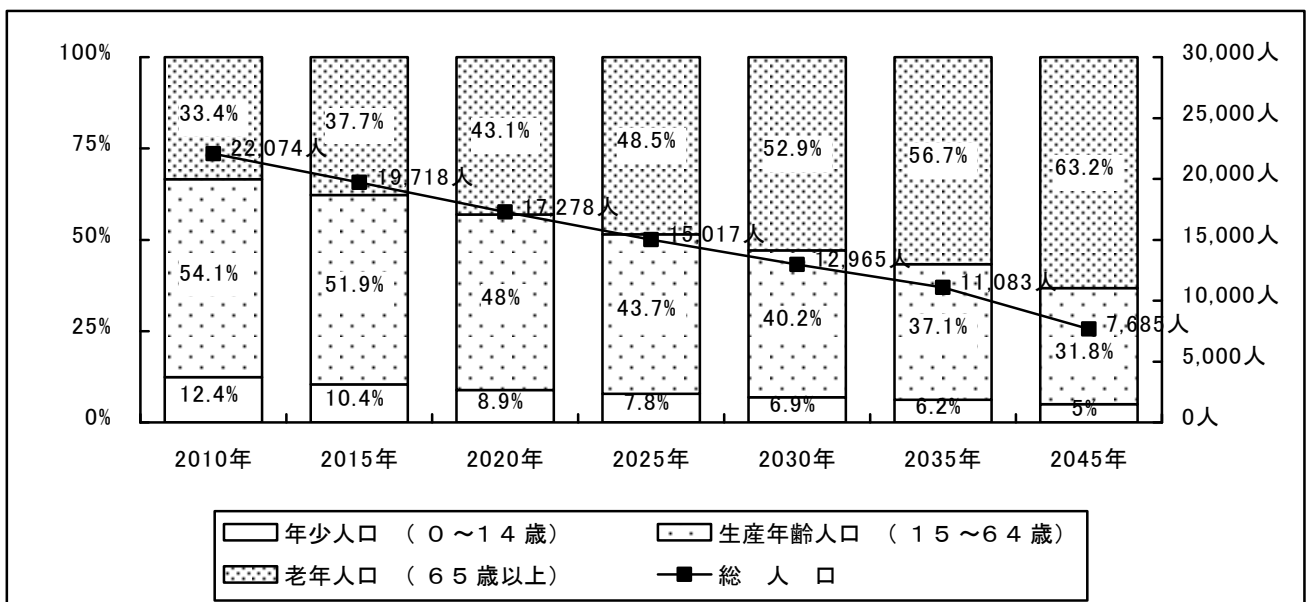
本町においては、既に超高齢社会に突入しており、年齢三区分別全ての構成人口が、今後、減少していくものと見込まれています。

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2045年
	総人口	22,074人	19,718人	17,278人	15,017人	12,965人	11,083人	7,685人
年齢構成	年少人口（0～14歳）	2,743人	2,053人	1,542人	1,176人	898人	682人	385人
	生産年齢人口（15～64歳）	11,949人	10,231人	8,288人	6,561人	5,212人	4,113人	2,440人
	老年人口（65歳以上）	7,382人	7,434人	7,448人	7,280人	6,855人	6,288人	4,860人

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※各年10月1日時点の推計人口：2010年及び2015年は国勢調査による実績値

総人口及び年齢3区分別人口比率の推移

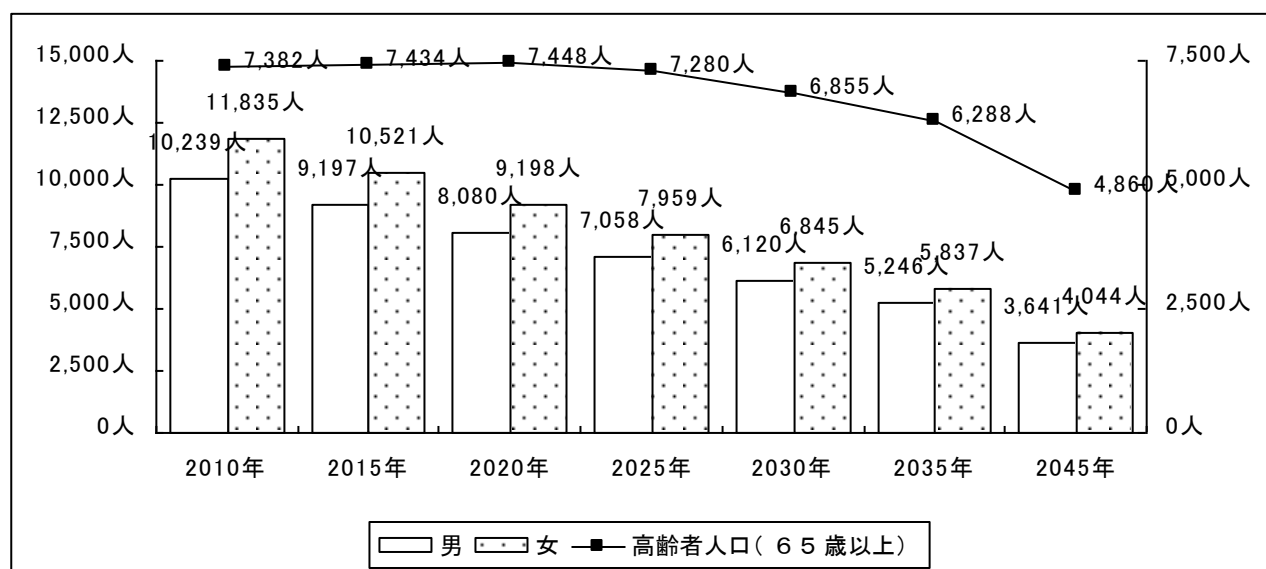


		2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2045 年
総人口		22,074 人	19,718 人	17,278 人	15,017 人	12,965 人	11,083 人	7,685 人
	男	10,239 人	9,197 人	8,080 人	7,058 人	6,120 人	5,246 人	3,641 人
	女	11,835 人	10,521 人	9,198 人	7,959 人	6,845 人	5,837 人	4,044 人
高齢者人口 (65歳以上)		7,382 人	7,434 人	7,448 人	7,280 人	6,855 人	6,288 人	4,860 人
高齢化率	新上五島町	33.4%	37.7%	43.1%	48.5%	52.9%	56.7%	63.2%
	長崎県	26.0%	29.6%	33.2%	35.2%	36.6%	37.8%	40.6%
	全 国	23.0%	26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	36.8%

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

※各年 10 月 1 日時点の推計人口: 2010 年及び 2015 年は国勢調査による実績値

男女別人口及び高齢者人口の推移



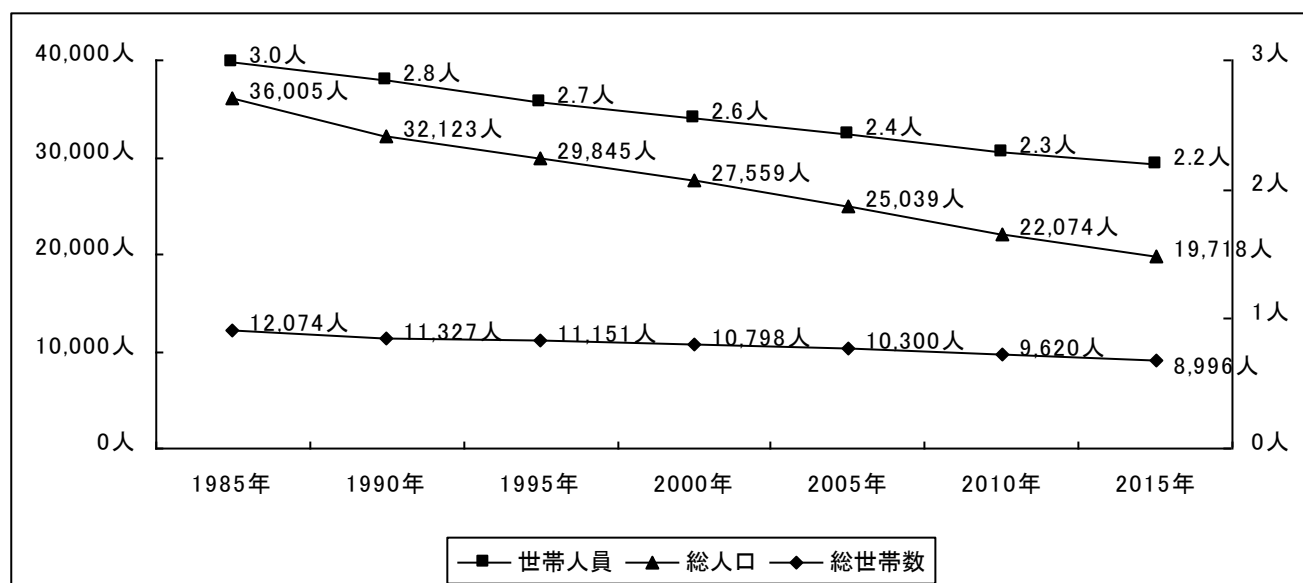
② 世帯数の推移

世帯数は年々減少しているものの、人口の減少に比べるとその速度は遅くなっていますが、それは核家族化が進んでいることや一人暮らしが増えたことにより、一世帯あたりの人員が減少していることが要因といえます。

	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
総人口	36,005 人	32,123 人	29,845 人	27,559 人	25,039 人	22,074 人	19,718 人
総世帯数	12,074 ^{世帯}	11,327 ^{世帯}	11,151 ^{世帯}	10,798 ^{世帯}	10,300 ^{世帯}	9,620 ^{世帯}	8,996 ^{世帯}
世帯人員	3.0 人	2.8 人	2.7 人	2.6 人	2.4 人	2.3 人	2.2 人

資料) 各年国勢調査

総世帯数及び世帯構成人数の推移



③ 介護認定者数の推移

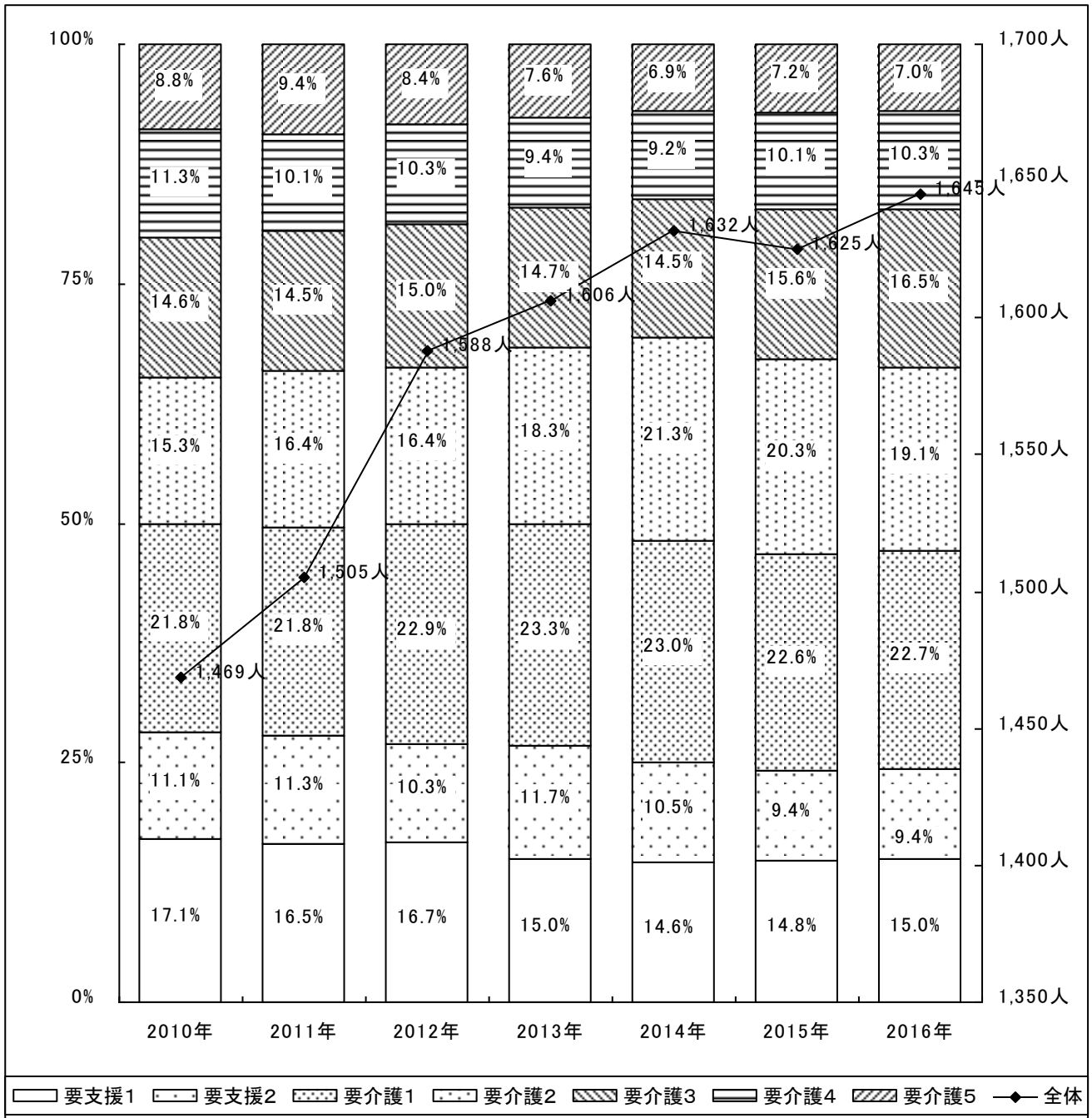
要介護（要支援）認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、毎年増加傾向にあります。軽度層（要支援１・２、要介護１）については、２００５年をピークに減少していますが、重度層（要介護２～５）については、増加しています。

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	全体
2010 年	251 人	163 人	320 人	225 人	214 人	166 人	130 人	1,469 人
	17.1%	11.1%	21.8%	15.3%	14.6%	11.3%	8.8%	
2011 年	248 人	170 人	328 人	247 人	219 人	152 人	141 人	1,505 人
	16.5%	11.3%	21.8%	16.4%	14.5%	10.1%	9.4%	
2012 年	265 人	164 人	364 人	261 人	238 人	163 人	133 人	1,588 人
	16.7%	10.3%	22.9%	16.4%	15.0%	10.3%	8.4%	
2013 年	241 人	187 人	375 人	294 人	236 人	151 人	122 人	1,606 人
	15.0%	11.7%	23.3%	18.3%	14.7%	9.4%	7.6%	
2014 年	239 人	172 人	375 人	347 人	236 人	151 人	112 人	1,632 人
	14.6%	10.5%	23.0%	21.3%	14.5%	9.2%	6.9%	
2015 年	240 人	153 人	367 人	330 人	253 人	165 人	117 人	1,625 人
	14.8%	9.4%	22.6%	20.3%	15.6%	10.1%	7.2%	
2016 年	246 人	155 人	373 人	315 人	271 人	170 人	115 人	1,645 人
	15.0%	9.4%	22.7%	19.1%	16.5%	10.3%	7.0%	

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

※数値は、各年度末（３月３１日現在）

介護認定者数の推移



④ 障がい者数の推移

身体障害者手帳については、2015 年以降増加の傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）については減少の傾向にあります。療育手帳及び特定疾患医療（指定難病医療）については過去 5 年においては微増の傾向にあります。

身体障害者手帳所持者

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
手帳所持者数	1,472 人	1,454 人	1,430 人	1,496 人	1,557 人
全人口に占める割合	6.7%	6.8%	6.9%	7.4%	7.8%

療育手帳所持者

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
手帳所持者数	324 人	338 人	344 人	359 人	366 人
全人口に占める割合	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%

精神障害者保健福祉手帳所持者

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
手帳所持者数	159 人	168 人	185 人	182 人	174 人
全人口に占める割合	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%

自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者

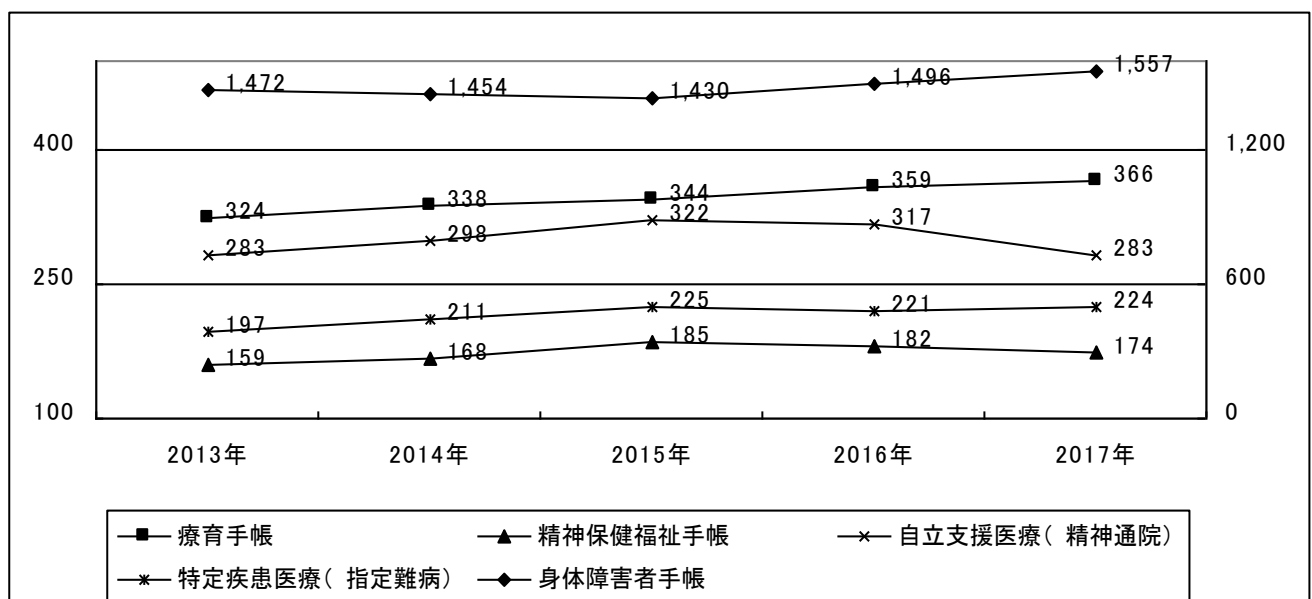
	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
受給者証所持者数	283 人	298 人	322 人	317 人	283 人
全人口に占める割合	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.4%

特定疾患医療（指定難病医療）受給者証所持者

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
受給者証所持者数	197 人	211 人	225 人	221 人	224 人
全人口に占める割合	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%

※数値は、各年度末（3 月 31 日現在）

障がい者数の推移



新上五島町社会福祉協議会

新上五島町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。（以下、本計画では「社協」という）

<重点事業>

- ・社協の基盤強化と機能強化
- ・在宅福祉サービスの積極的な事業推進
- ・ボランティア活動の振興と福祉教育の推進
- ・介護保険制度の事業推進
- ・障害者自立支援法に対応した事業の推進
- ・福祉人材の育成

豊かで潤いのある福祉社会の実現のために、個人と地域、関係機関、関係団体との連携を一層強化し、事業を推進していきます。

<主な事業内容>

- ・「社協だより」の発行（全世帯配布）
- ・ボランティア活動事業（ボランティア保険の加入促進、ボランティアの登録・斡旋・派遣等）
- ・福祉教育（福祉教育・ボランティア協力校の指定、体験学習の開催等）
- ・各種募金活動への協力（共同募金運動への協力、日本赤十字社社資募集への協力）
- ・心配ごと相談事業
- ・介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与事業、福祉輸送事業）
- ・障害者総合支援法に対応した事業（居宅介護、自立支援（機能訓練・生活訓練）事業、移動支援受託事業、訪問入浴受託事業、日中一時支援受託事業、相談支援事業）
- ・町受託事業（配食サービス事業、地域ミニデイサービス育成事業、生活支援コーディネーター業務）
- ・県受託事業（生活困窮者自立支援、就労準備支援事業）
- ・福祉資金貸付事業（福祉資金貸付（町）、高額療養費貸付、生活福祉資金貸付（県）、高齢障害者住宅整備資金貸付（県））
- ・福祉団体支援事業・団体事務局事業
- ・福祉センターの管理運営（有川地域福祉センター「ふれあい」、奈良尾地域福祉センター「しおさい」、高齢者生活福祉センター「やすらぎの里」）

ボランティア団体

本町には様々な分野で活動しているボランティア団体があります。

団 体 名	活 動 内 容	所在地
みちしお会	若松地区朝市の支援、各種イベントの手伝い	若松地区
若松ふるさと塾	地域活性化	若松地区
築地友香会	小学生への手工芸、料理講習、ミニデイ手伝い	若松地区
奈良尾生活改善グループ	地域活動・行事参加	奈良尾地区
ボランティアグループ「ぱる」	健全育成、絵本読み聞かせ	奈良尾地区
いきいきクラブ	地域活性化	奈良尾地区
マリア会（老人食事サービス部門）	福祉	奈良尾地区
岩瀬浦地域活性化グループ「カラオケ歌桜会」	地域活動、行事参加	奈良尾地区
上五島みんなで歌う会	音楽を通じてふれあい活動、ボランティア活動	有川地区
有川ボランティアグループ「まごの手」	保健、福祉、環境、国際協力	有川地区
劇団「海童」	地域活性、演劇公演	有川地区
上五島やぶ椿会	上五島の椿を守る会、椿育成・観賞	有川地区
子どもたちは島の宝ネットワーク	子どもへの読み聞かせ、平和学習、児童劇団	上五島地区
おはなしたんぽぽ	子どもへの読み聞かせ等	上五島地区
すすきグループ	福祉、環境保全	新魚目地区
北魚目の風	福祉、環境保全	新魚目地区
番岳グループ	福祉、環境保全	新魚目地区
ひまわりグループ	福祉、環境保全	新魚目地区
しんうおのめウィンドアンサンブル響	音楽を通じてふれあい活動、ボランティア活動	新魚目地区
あいサポートの会	視覚障害者の為の町広報紙閲覧サポート	町全域
精神保健福祉ボランティア「なぎさ」	保健、福祉	町全域

NPO（特定非営利活動法人）

本町には、子どもの健全育成、福祉、保健、まちづくり等様々な分野で活動しているNPO（特定非営利活動法人）があります。

団 体 名	連絡先	活 動 内 容
NPO 有川ほたる会	42-3339	保健、医療、福祉
NPO つばきネット	42-1881	まちづくり、情報、経済活動
NPO いろえんぴつの家	42-3177	保健、医療、福祉
NPO オハナ	42-2860	医療、介護、福祉
NPO せかい卵	090-1972-9077	発達障害児・不登校・ひきこもり・うつ支援、母子支援、環境問題、街づくり島地区
NPO ひだまり会	54-2076	保健、医療、福祉
NPO あたたかい心	42-5571	保健、医療、福祉
NPO 村づくり会議	42-3427	保健、医療、福祉、まちづくり

児童福祉施設

種類	名称（定員）・事業内容等	連絡先
保育所	認定こども園若松保育所（40） 子育て支援室あり	46-2136
	青方保育所（60）	52-2169
	奈摩保育所（40）	52-8026
	有川保育所（40）	42-2073
	青葉保育園（20） 一時保育（可）	52-8254
	白菊保育園（50） 一時保育（可）	54-1074
	つぼみ幼児園（50） 一時保育（可）	42-0080
	歓喜園（60）	42-0109
	福見保育園（30）	45-3062
児童館	浜ノ浦児童館	52-2195
	新魚目児童館 子育て支援室あり	55-2220
	奈良尾児童館	44-1539
地域子育て支援拠点	青方子育て支援センター	52-2890
	有川子育て支援センター	42-3855
子育て援助活動支援	ファミリーサポートセンター	53-1133
子育て短期支援	希望の灯学園 （町から委託のため窓口は役場）	53-1133
児童発達支援	こども発達センター	52-2293
民間学童保育	浦桑たけのこクラブ	54-2347
	有川こどもクラブ	42-5016
児童養護施設	希望の灯学園	42-0204

障害福祉施設

※○のついた事業を提供。数字は定員

事業所名	連絡先	障がい福祉サービス										地域生活支援				
		計画相談支援事業	居宅介護事業	短期入所事業	生活介護事業	施設入所支援事業	就労継続支援B型事業	就労移行支援事業	共同生活援助事業	地域移行支援事業	地域定着支援事業	相談支援事業	地域活動支援センター	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴事業
有川障害相談支援事業所	42-1359	○										○				
上五島障害居宅介護事業所	52-2593		○											○		○
若松障害居宅介護事業所	43-5530		○											○		
有川障害居宅介護事業所	42-1359		○											○		
奈良尾障害者居宅介護事業所	44-1015		○											○		
新上五島在宅ケアセンター 障害者居宅介護事業所	43-1188		○											○		
社会福祉法人清和会 清和園	45-3236			○	○50	○50	○10									
新上五島相談支援事業所	45-3236	○								○	○	○				
グループホーム浜串	45-2755								○4							
グループホーム久保山	44-1637								○4							
社会福祉法人友星会 ワークプラザ上五島	54-2022				○18	○33										
社会福祉法人友星会 ワークプラザ上五島白魚分場	44-0505															
社会福祉法人友星会 ワークハウス上五島	42-5070								○7							
NPO あたたかい心 JOPP 上五島	42-5571							○12								
NPO あたたかい心 グループホームかっとおぼ	53-6730								○5							
NPO せかい卵 相談支援事業所おるたま	090-1972-9077	○														
有川障害デイサービスセンター	42-1359														○11	
NPO いろえんぴつの家 いろえんぴつの家	42-3177												○20			
NPO ひだまり会 ひだまり作業所	54-2076												○11			
NPO ほたる会 ほたる作業所	42-3339												○10			

介護・老人福祉施設

※○のついた事業を提供。数字は定員

事業所名	連絡先	介護保険サービス										介護保険外				
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	短期入所療養介護	短期入所生活介護	認知症対応共同生活介護	通所リハビリテーション	通所介護事業	小規模多機能型介護	認知症対応型通所介護	高齢者生活福祉センター	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム
若松訪問介護事業所	43-5530	○														
上五島訪問介護事業所	52-2593	○														
新魚目訪問介護事業所	55-2607	○														
有川訪問介護事業所	42-1359	○														
奈良尾訪問介護事業所	44-1015	○														
新上五島訪問介護事業所	43-1188	○														
訪問介護事業所「朝海荘」	44-0270	○														
訪問介護ステーション「オハナ」	42-2860	○														
上五島訪問入浴介護事業所	52-2593		○													
特別養護老人ホーム「わかまつ」	46-3533			○ 30			○ 10			○						
特別養護老人ホーム「芳寿荘」	52-2501			○ 55			○ 3			○						
特別養護老人ホーム「つばきの里」	54-2411			○ 30			○ 10			○						
特別養護老人ホーム「つつじが丘」	42-0705			○ 50			○ 2			○						
特別養護老人ホーム「福見の園」	45-2700			○ 30			○ 10									
老人保健施設「つくしの里」	53-0007				○ 80	○	○ 4		○ 40							
老人保健施設 「グリーンヒルかみごとう」	43-6767				○ 80	○	○ 38		○ 35							
グループホーム「さくら」	52-2597							○ 18								
グループホーム「秀明」	42-0611							○ 18								
有限会社「あやめの里」	42-2776							○ 18				○ 3				
「ゆうあいホーム今里」	52-2222							○ 18				○ 3				
グループホーム「あいりん」	52-4580							○ 18								
北魚目デイサービスセンター	55-2607									○						

事業所名	連絡先	介護保険サービス										介護保険外				
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	短期入所療養介護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	通所リハビリテーション	通所介護事業	小規模多機能型介護	認知症対応型通所介護	高齢者生活福祉センター	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム
デイサービスセンター上五島	52-2593									○						
有川デイサービスセンター 「ふれあい」	42-1359									○						
奈良尾デイサービスセンター 「しおさい」	44-1015									○						
新上五島デイサービスセンター	43-1188									○						
デイサービスセンター「なごみ」	43-1197									○						
地域密着型通所介護ひろた村居間	42-0363									○						
デイサービスセンターたかのしの杜	42-5133									○						
小規模多機能ホーム「ゆめの郷」	52-2222										○ 25					
小規模多機能ホーム「さんくす」	46-2311										○ 29					
小規模多機能ホーム「かんろ」	44-0460										○ 25					
新魚目高齢者生活福祉センター 「やすらぎの里」	52-2222											○ 20				
養護老人ホーム「朝海荘」	44-0270												○ 50			
特定施設入居者生活介護事業所 「グリーンケアかみごとう」	54-2700													○ 20		
住宅型有料老人ホーム 「陽だまりの家新館」	43-1197															○ 11
通所介護併設有料老人ホーム ひろた村母屋	42-0363															○ 6

医療機関

施設の種類	名 称	連絡先
病院	長崎県上五島病院	52-3000
診療所	有川医療センター	42-0320
	奈良尾医療センター	44-1010
	新上五島町若松国保診療所	46-3315
	新上五島町若松国保診療所日島出張診療所	46-3235
	新上五島町新魚目国保診療所	55-3161

	新上五島町国保榎津診療所	54-1368
	新上五島町立仲知へき地診療所	55-8333
	新上五島町立津和崎へき地診療所	55-8471
	新上五島町立奈摩診療所	52-8185
	新上五島町立崎浦地区へき地診療所	42-8228
	新上五島町立東神ノ浦へき地診療所	42-0325
	新上五島町立岩瀬浦診療所	45-3054
	新上五島町立太田診療所	42-0980
	戸田眼科医院	42-1000
歯科診療所	新上五島町立若松歯科診療所	46-2532
	奈良尾歯科診療所	44-1941
	新上五島町新魚目国保診療所	55-3161
	新上五島町国保診療所榎津歯科出張診療所	54-1538
	もとおか歯科医院	54-1808
	新上五島歯科診療所	52-4338
	吉村歯科	52-2021
	大坪歯科医院	52-2269
	田坂歯科医院	52-4313
	浦田歯科医院	42-2877
	山村歯科医院	42-2265
	津田歯科医院	42-0781

第3章 基本理念と目標

新上五島町地域福祉計画の理念

～ふれあいとやさしさが進化するまち しんかみごと～

この町特有の地域の結びつきを再構築し、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方と融合させ、新しい福祉の形に進化させることで、誰もが安心して幸せに暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりを目指します。

本町は平成16年8月に5町が合併して誕生しました。豊かな自然と人情味にあふれ、地域住民の結びつきも強く残っています。しかし、超少子・高齢社会のただ中であって、地域における人間関係にも変化が見られるようになってきており、子育てに対して不安を抱える保護者の孤立、高齢者の孤独死、認知症のある人の見守り、障がいのある人の社会参加や自立生活の支援、ひきこもり、経済的困窮、虐待など、地域の理解や協力なしでは解決できない様々な課題があり、行政だけでは対応しきれなくなっています。

社会福祉法等の改正を受け、制度、分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現することが必要となっています。

この計画では、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるといった意味の「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本に、従来からあった地域住民同士の結びつきを融合させ、新しい福祉の形へと進化させることによって、すべての人が住み慣れた地域の中で、互いに対等な関係で人格を尊重しあい（ふれあい）、助け合いのところで繋がり（やさしさ）、安心して暮らすことのできる地域社会の形成を目指すことから、「ふれあいとやさしさの進化が、見事に達成されること」を目標にしています。

「しんかみごと」＝「しんか・みごと」＝「進化・見事」

基本目標（6つの柱）

基本理念にかかげた町にしていくために、計画の骨格となる基本目標（6つの柱）を定めました。

（しん）親近感のある地域づくり

地域に住む人が、自分の住む地域のことを良く知り、地域を好きになってもらうような取り組みを行っていきます。

地域に住む人同士が、お互いを知り、理解していく取り組みを行っていきます。

（か）環境整備の促進

高齢や障がいがあっても住みやすいまちづくりのために、バリアフリーやユニバーサルデザイン等をよく理解し、その促進に向けた取り組みを行っていきます。

また、包括ケアシステムの構築等、様々な分野の取り組みを横断的に行っていくことで地域での生活が、より良く営むことができるように、生活環境の整備を行っていきます。

（み）みんながつながるしくみづくり

地域の住民同士の連携はもちろん、地域と行政、保健、福祉、医療、教育といった様々な機関との連携を図ります。

また、虐待や自殺の防止等、地域でのあらゆる課題や問題等を常に把握できるように、誰にでも利用しやすい相談窓口を整備し周知することとし、相談につながらない潜在的ニーズに対しても把握していくことで、地域全体がつながっていけるような仕組みをつくります。

（こ）コミュニケーションの充実

地域の中で適切なコミュニケーションが図れるように、地域活動への支援や参加の促進を行います。

地域活動の拠点となる場所や建物を確保、充実させることで地域の人が集う仕組みをつくります。

（と）ともに支えあうしくみづくり

地域での要支援者の把握や成年後見制度の利用促進等、権利擁護に向けた取り組みを行うとともに、生活困窮者への早急な支援に対応できる包括的な支援体制を創設します。地域で防災・防犯に取り組めるような仕組みをつくります。

（う）海のように広く、深い心を育む

五島の海のようにきれいで、広く、深い福祉の心を育むために地域での福祉教育を積極的に行っていきます。

また、福祉教育を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。

取り組みの体系

基本理念

ふれあいやさしさが進化するまち

しんかみじょう

6つの柱

しん

親近感のある
地域づくり

か

環境整備の促
進

み

みんながつなが
るしくみづくり

こ

コミュニケー
ションの充実

と

ともに支えあう
しくみづくり

う

海のように広
く深い心を育
む

施策の方向

地域を知り、地域を
好きになる取り組み

お互いを理解する
取り組み

バリアフリーの促進
に向けての取り組み

生活環境の整備に関
する取り組み

連携・相談体制の整
備と充実を図る

ネットワークづくり

地域活動への支援と
参加の促進

活動拠点の確保と充
実を図る

要支援者の権利擁護
に向けた取り組み

生活困窮者への支援に
向けた取り組み

地域で取り組む、防
災・防犯対策

福祉の心を育む取り
組み

地域福祉の担い手の
確保と育成

このような地域福祉計画の施策の方向性から、地域福祉活動計画で具体的な取り組みへとつなげていきます。

具体的な取り組み

地域座談会の開催

社協だよりの発行

世代間交流の場づくり

高齢者・障がい者・子供の交流

日常生活自立支援の推進

地域包括支援体制の構築

地域の福祉資源発掘

何でも相談できる体制づくり

各種団体との情報交換

自殺・虐待防止対策の推進

気になる世帯への戸別訪問

社協フェスタの開催

食事サービス事業実施

ふれあいサロンづくり

高齢者の集いの開催

ボランティアの実態把握と育成

地域の特性を生かした福祉事業

集会所や施設の有効活用

要支援者の把握

見守りネットワークの構築

生活困窮者への支援

災害ボランティアセンター設置訓練

ワークキャンプの開催

学校・地域での福祉学習

ボランティア協力校の指定

人材育成事業の実施

第4章 しん・か・み・ご・と・う・的取り組み

親近感のある地域づくり

1) 地域を知り、地域を好きになる取り組み

現状と課題

私たちは、生まれ育ったこの地域で、周りのたくさんの方々に支えられながら生活しています。そして、これからもまた生活していきます。

「私たちが住んでいる地区や町のことを案外、知っているようで知らない」というような思いを持ったことはないでしょうか。

住んでいる私たちにとっては空気や水と同じで、住み慣れた地域の良さは当たり前であって、大半の人が自然なことで受け止めているのではないのでしょうか。

でも、その当たり前と思って生活している島の暮らしが、傍から見るとうらやましくもあり、住んでいる私たちには気づかないところまで、その良さを気づいているようです。

これまで先人が営々と築き上げてきたこの島のすばらしさを再発見し、今以上に理解を深めれば、「この島に生まれて良かったね。そして、ここで生活できて本当に良かったね」と、思える人が更に増え、郷土愛が深まっていくと思います。

方向性

そのために、まず、住んでいる身近な地区を見直してみましょう。

高齢者の皆さんは、現在のような核家族ではなく、三世代の大家族での生活を体験し、おじいちゃん・おばあちゃんから知識や経験を受け継いでいます。

それを次の世代にも受け継いでいけるよう、地区の成り立ちや歴史を共有し、ふるさと再発見に取り組みます。

2) お互いを理解する取り組み

現状と課題

元々、地区住民の連帯が強かった地域でも少子高齢化や核家族化が進み、住民同士のつながりが薄れ、周辺地区では限界集落・準限界集落が増えつつあります。

このような中、たとえ障がいがあっても、また介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活していくためには、お互いに助け合いながら生活できる取り組みと地区住民の相互理解が必要になります。

方 向 性

地域住民の相互理解の取り組みとして地区集会や老人会等、様々な機会を捉え、世代を越えた交流や話し合いを持つことを提案し、実行します。

地域レクリエーションだけでなく、日常生活に密着した課題や生活に不安のある方の情報を共有することで、支え・支えられているという共同体意識を高めるような取り組みを進めます。

環境整備の促進

1) バリアフリーの促進に向けての取り組み

現状と課題

バリアフリー等の概念が浸透しつつあるものの、私達の身の回りは障がい者や高齢者にとっては、まだまだ暮らし易い環境とは言えない状況です。

健常者でも不便さを感じていますが、そのことを受け入れ生活しています。

しかし、高齢者や障がいのある方にとっては大きな負担になっているのではないのでしょうか。

通院・買い物等の移動手段である島内バスでも、低床バス導入の遅れや乗り継ぎ等の不便さがあり、生活環境のインフラ整備も含めて、共に理解し、他者を思いやれる人間関係づくりが、こころのバリアフリーに繋がります。

方 向 性

お互いを知り、理解することで連帯感が強まり親近感も増すのではないのでしょうか。

バリアフリーとは、道路や建物等の物理的な障がいを取り除くだけでなく、広い意味で心と心の垣根を取り払うことも含まれています。

そのために、様々な機会を捉えて交流を深めるとともに、地域共生社会や「まるごと」支えるという考え方、高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる体制づくりをめざした「地域包括ケアシステム」など、様々な分野の考え方を横にも広げ、横断的な取り組みを行っていくことで、バリアフリーのまちづくりを推進します。

2) 生活環境の整備に関する取り組み

現状と課題

私たちの生活環境は、ハードの面では道路や港湾等のインフラは整備され、昔と較べて

大きく様変わりしています。

しかし、経済構造の変化は働き手を中心とした人口流出をまねき、そして間接的には島の景観を保っていた田畑の耕作放棄地が増え、結果的に現状のような荒廃地になってしまい、加えて有害鳥獣の被害が増加しています。

ソフト面から見ると、地域内の奉仕作業や行事等に見られる助け合い・支え合いの精神は未だ残っているものの少子高齢化に伴い、地区の将来を心配するところもあります。

また、道路の際に空き缶、粗大ごみが捨てられている現状は、世界遺産の島として、一人ひとりのマナーが問われているのではないのでしょうか。

方向性

生活環境の取り組みは一朝一夕にはできません。住民やボランティア団体、そして行政が一体となり知恵やアイデアを出し合って取り組むことが重要です。

何にもまして、地区住民が「自分達のことは自分でする」という自助の精神で取り組み、自分達ではできないことをボランティア団体や行政と共助で取り組むことが大切です。

みんながつながるしくみづくり

1) 連携・相談体制の整備と充実を図る

現状と課題

住民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。

とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要であり、特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的な人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していること等が考えられ、これらのことを要因として自らの命を絶ってしまうケースも少なくないことから、福祉や保健において、困難を持つ人を「我が事」として早期に把握し、いつでもどのような相談にでも「丸ごと」対応できる包括的な相談支援体制の構築が必要となっており、併せて公的な福祉サービスとともに身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供するなど、多様な主体との連携がこれまで以上に求められています。

方向性

関係機関で情報の共有化を図るとともに、悩みや困りごとを1人で抱え込むことがないように相談窓口や苦情対応窓口の周知に努め、併せて、つなぐことのできる知識・専門性

を持ち合わせた人材の育成を図り、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議や、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等、個人情報共有に法的な根拠を持つネットワークを活用し、より迅速かつ的確な相談対応や苦情受け付けができる態勢作りを行っていきます。

また、複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、重層的な支援体制を構築し、併せて、受けた相談・苦情についての内容等を精査し、対応マニュアルを作成します。

2) ネットワークづくり

現状と課題

町内には、行政が行う各種事業の関係団体や地域の町おこしグループをはじめ、様々な団体があります。

ただし、これらの団体間の情報交換については各自が個別の活動を継続しており、同じような目的を持つ団体間の交流を除けば、各種団体とも地道な活動を続けていますが、その目的や活動を外部に発信することができている団体は少ないのが現状だと言えます。

方向性

各種団体間の情報交換を活発にすると共に、団体の活動を住民に知って頂くことも重要であることを認識し、情報発信を行います。そのため、各種団体の調整をできるような機関の設置を検討します。

コミュニケーションの充実

1) 地域活動への支援と参加の促進

現状と課題

本町は人情厚く、助け合いの精神は引き継がれているものの、高齢化や働き手の人口流出により、地域活動の停滞と、その先には地区そのものの消滅も想定される状況です。

一人ひとりが、仕事だけでなく、地域に戻れば色んな役割を担っているのも事実ですが、ボランティア活動を通じた生きがいづくり・地域づくりの環境には、まだまだ程遠い現状と言えます。

方向性

ボランティア団体の活動自体もリーダーや会員の高齢化等に伴い、活動が停滞しがちなものも否めません。今後はボランティアに関心がある方々が気軽に参加でき、団体の活性化にもつながるよう行政、社協等の関係機関の連携により新会員の加入促進の取り組みを行います。また、地域内でのコミュニケーションが図れるよう地域座談会の継続的な開催に努めます。

2) 活動拠点の確保と充実を図る

現状と課題

町内全ての地区公民館や公共施設では、地区運営のほかに、老人会・婦人会・子供会や行政の事業等の活動に利用されていますが、人口減少と少子高齢化に伴い活動そのものも減少しつつあります。

地域によっては、昼間でも子供やお年寄りの姿を見かけることが少なくなりつつあり、また閉じこもりがちになっている高齢者が集える場としての活用が望まれる地区集会所についても、維持管理費の問題もあり有効活用されなくなりつつあります。

方向性

地域活動の活性化のために、各種団体にとって身近な活動拠点として地区公民館の活用を推進するとともに、維持管理面での負担問題について関係機関で協議する場を設けます。

また、福祉施設の地域開放に向けて、住民ニーズの調査や活用方法等、関係機関、行政が一体となり取り組みます。

ともに支えあうしくみづくり

1) 要支援者の権利擁護に向けた取り組み

現状と課題

要支援者については、昔は地域で共に支え合い、助け合いができていましたが、少子高齢化や核家族化、また他人に干渉しないといった風潮により、良い意味でのお節介も少なくなりつつあります。

ただ、介護保険法や障害者自立支援法の施行を受け、制度が浸透し要支援者の把握は、それまでと比較すると容易にはなっています。

また、民生委員・児童委員や介護・福祉関係者による日頃の活動による把握は出来ているものの、中には閉鎖的な考えから世間体を気にして、誰にも相談や頼ることもなく一人で抱えてしまうケースも見受けられます。

このことが、実態把握を困難にしている要因とも考えられますが、要支援者が支援を必要とするときに適切な対応がとれない場合も想定されます。

要支援者との接点として、日頃からの家庭訪問活動が十分とは言えないと思います。

方向性

県（上五島福祉事務所）を含めた行政や社協が中心となり、民生委員・児童委員や福祉関係者さらに、地域住民とのネットワークを再構築し、要援護者の実態把握や、情報を共有し、包括的な支援体制を整備します。

また、権利擁護等、適切な支援を受けられずにいる要援護者やその家族に対して関係機関が連携を取りながら見守る態勢づくりを行います。併せて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図り、認知症高齢者や知的あるいは精神に障がいのある判断能力が十分でない方の権利の擁護に努めます。

2) 生活困窮者への支援に向けた取り組み

現状と課題

世帯主の長期療養をはじめ、高齢化や家族との離別、虐待、多重債務といったさまざまな要因を抱えている家庭が増加し、社会的な問題となっています。

また、昨今の厳しい経済環境下で安定して働くことができないなどの理由により、「格差社会」と呼ばれるような状況も出現し、生活基盤を失ったホームレスや就労意欲を失うなどしてひきこもりになる人なども増加の傾向にあり、今後生活保護を必要とする状態に陥ることが考えられます。

本町においてはホームレスと認められるケースは見られませんが、ホームレスでない場合でも、経済的・社会的・心理的な問題を抱えている人は見受けられ、分析調査を行うなど、要生活支援者の実態や自立阻害要因に対して取り組むべき支援を検討・実施していく必要があります。

なお、生活困窮者自立支援制度については「福祉事務所設置自治体」である県（上五島福祉事務所）が事業の実施主体となりますが、包括的な支援体制において重要な事業であることから、本町においては、町民にとって最も身近な窓口として、上五島福祉事務所と一体となり事業に参画する必要があります。

方向性

地域住民の多種多様な相談に対応するため、幅広い情報を収集し、適切な情報を提供するとともに、民生委員児童委員や各種相談員との連携を図り、相談体制の充実に努めます。

また、県（上五島福祉事務所）が主催する支援会議においても中核を担う構成員として参画し、支援者として支援を実施していきます。

3) 地域で取り組む防災・防犯対策

現状と課題

本町は平坦地が少なく、傾斜が急な地形が多いため、過去の経験からも台風や梅雨の大雨による災害が発生しています。

港湾の整備については、ほぼ完了していますが、後背地が急傾斜で砂防対策が必要な箇所が多数有り、年次計画で事業を行っているものの、危険箇所の住民への防災意識の啓発や避難想定訓練が不足しています。

また、大きな災害が発生した場合、行政、消防団、医療機関等と地域住民の協力による支援態勢が必要です。

地域の防犯対策についても、子供を地域で見守り育てる伝統は残っているものの、急速な高齢化により、地域で結束した防犯意識も薄れつつあります。

方 向 性

非常時における関係機関の連携はもちろん、普段から地域住民で「自分たちの地区は自分たちで守る」という意識の再確認する取り組みとして、行政を含めた地域座談会や意見交換会を行います。

海のように広く、深い心を育む

1) 福祉の心を育む取り組み

現状と課題

本町では、子供の頃から小中高を通じて福祉学習に積極的に取り組んでおり、福祉施設での体験ボランティア活動、また社協でも地域福祉活動推進の一環として福祉教育・ボランティア協力校の指定やボランティア体験学習の開催等を積極的に推進しています。

子供たちへの福祉の心を育む取り組みとしては、大いに評価できると思いますが、この取り組みが授業の一つとして、一過性で終わることにならないよう、住んでる人たちをよく知り、そして理解するところから郷土愛が芽生えてくるのではないのでしょうか。

子供たちだけでなく、その親たちと共に福祉の心を育む取り組みが求められていると思います。

方 向 性

学校・PTA・地域において、郷土愛・隣人愛を育むため自分達の住む地域の再発見の

取り組みを進めます。併せて親子で参加できるボランティア活動を推進し、共に考え、共に理解し成長できるような福祉学習につながる地域活動を行います。

2) 地域福祉の担い手の確保と育成

現状と課題

少子高齢化や人口減少で、地域の人材も少なくなりつつある中でも、各地域で町おこしグループや地域ボランティアの方々が地道な活動を続けています。

今後の課題としては、ボランティアや地域おこしに関心がある方へのアプローチが少ないことと、また定年を迎える団塊世代の生きがいづくりとしての活動が少ないことです。

方向性

地域人材の掘り起こしのためにも、現在ある団体やグループが互いに連携すると共に、自分達の活動を発信することも必要です。

その中から、参加してみようという人が出て来て、組織の活性化につながると思います。

第5章 計画の推進にむけて

計画推進に向けた体制

この計画は、町、社協並びに関係団体、事業者さらに各地区住民が協働で推進していくものです。年度ごとに各施策の進捗状況を把握し、その推進方法が適切かどうかを検証し、必要に応じて見直しを行うために、「地域福祉計画策定委員会」を推進検討機関とします。

この委員会では計画づくりの際と同様に、町と社協が共同の事務局を設置し、町、社協、関係団体、事業者、地域住民との連絡調整を行いながら、各施策についての進捗状況を把握できるように努めます。

また、各地域との連絡を密にしながら、それぞれの地域の実情に即した推進を図り、さらに広報紙等の手段を活用しながら、本計画の普及啓発を図ります。

計画の点検と評価

この計画では、各施策の年度ごとの実施状況について、地域住民、関係団体等の意見を聞きながら把握し、これに基づいた評価を行います。

また、町と社協、事業者等との連携や住民どうしのつながり等、目標となる指標が把握しにくい面がありますが、できるかぎり客観的な評価ができるように努めます。

さらに、年度ごとの評価等を参考にしながら、地域福祉計画策定委員会において点検・検証しながら、3年を目途に全体的な見直しを行います。

地域福祉活動計画との連携

本計画と社協が作成する地域福祉活動計画は、目標を同じくして推進していかなければなりません。そのために町と社協が密接に連携を取り合い、計画の推進を図っていきます。

空白ページ

であい ふれあい ささえあい

第2部 地域福祉活動計画

～愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう～



新上五島町社会福祉協議会

空白ページ

はじめに

新上五島町社会福祉協議会は、新上五島町地域福祉計画の推進を図るため、平成 22 年度に第 1 次地域福祉活動計画を、平成 26 年度に第 2 次地域福祉活動計画を、平成 28 年度には本計画の進捗状況を検証して、第 2-2 次地域福祉活動計画（H29～H30）を策定し、各種福祉事業を実施してまいりました。

この間、国においては、少子高齢化の加速度的な進行や、生活環境の変化による福祉問題に対応するため、介護保険制度や障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法などの法律の整備がなされております。

このような中で、新上五島町社会福祉協議会では、アンケート調査の結果や町内各地区での座談会の意見を取りまとめましたところ、各種福祉制度のはざまにあって、公的な福祉サービスが適応できないなどの複合的福祉課題の現状を把握することができました。

また、近年の大規模な災害をとおして、被災時や復興期には、日頃からの地域のつながり、支え合いがいかに大切であるかを改めて認識するなかで、地域住民一人ひとりが地域福祉を理解していただき、積極的に参加することが重要であります。

全ての皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町づくり、すなわち、我が事・丸ごと地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の新たな課題への対応を、地域住民と一体となって推進するための指針となる「第 3 次新上五島町地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画を着実に実践するため、町当局や関係団体と協働して行う生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター業務の推進はもちろんのこと、新上五島町社会福祉協議会自らが様々な課題に柔軟に対応できる体制の強化に努めるとともに、本会の基本理念である、福祉の心（助け合い、支え合い、思いやり）をもって、これまで以上に地域福祉活動に取り組んでまいりたいと存じますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会
会 長 森 藤 敏 幸

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉活動計画の目標

私たちの町では、少子高齢化が急激に進み、地域での生活様式も大きく変化し、多くの課題が生じてまいりました。それに伴い福祉に対する期待や要望も多種多様となり、これからは既存の公的サービスだけではなく、行政・民間・地域とが連携して、共生・支え合いで、福祉の活動を進めていく必要があります。

この活動計画では、第1次から第2－2次地域福祉活動計画を継続し、また、見直しを行いながら、地域の一人ひとりが、より身近な活動として福祉活動に参加できるような方法や、進め方を計画として示していきます。

2. 地域福祉活動計画とは？

地域福祉活動計画は、「地域福祉計画」と一体的につくられる民間の活動計画です。行政がつくる「地域福祉計画」を、住民の立場からよりわかりやすく、より具体的にした地域福祉の行動計画です。



3. 地域福祉活動計画の基本方針

○だれでも参加できる町

年齢に関係なく、みんなが新上五島町の一人としてだれでも自由に、色んな取り組みに参加できる環境をつくれます。

○みんなで仲良く生きる地域づくり

みんなが違って当たり前、お互いを支え合う思いやり、心と心のつながりが大きい地域になるよう、そのために必要なシステムをつくれます。

○形にこだわらない助け合い

生活をおくる中で感じる困りごとや、それを解決できるようなサービスの提供、自分たちにできることなど、自分のこととして考え、みんなが手を差し伸べやすい仕組みをつくれます。

また、こうした活動に参加することで、それぞれの地域にあったみんなが参加しやすい助け合いの仕組みをつくりだします。

4. 地域福祉活動計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度の5か年とします。

ただし、社会福祉に係る動向を十分に踏まえ必要に応じて随時見直しを行い、また、他の計画との整合性を図るため計画期間中においても、その時々の変化に対応できるものとする。



第2章 地域福祉活動計画の基本理念

1. 地域福祉活動計画の基本理念

で あい ふれ あい ささえ あい

～愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう～

2. 地域福祉活動計画の基本目標

しん

真剣に 見つめあい

私たちの地域を見つめなおして、地域を知り、地域を好きになる取り組みをしていきます。高齢者・障害者・子どもそれぞれの立場から、お互いを見つめあい、お互いを理解する取り組みをしていきます。

か

環境にやさしく かばいあい

誰もが安心して生活できるように、生活環境の整備（バリアフリー）に向けて取り組んでいきます。

み

みんな おしりあい

町全体を福祉のネットワークで結び、誰とでも連携し、必要な相談がいつでも気軽にできるような体制の整備に取り組めます。

ご

声のかけあい かかわりあい

地域みなさんがお互いに声をかけあい、地域の活動をつうじてかかわりあいが持てるように支援を行います。

と

ともに たすけあい

地域での防災や防犯、要援護者の支援など、地域住民が積極的に行動できる仕組みをつくりまします。

う

うまく そだてあい

相手の立場になって考える力（相手を敬う心・福祉の心）を育てる教育と地域福祉のリーダーを育てる取り組みをしていきます。

第3章 地域福祉活動計画の展開

1. 住民意識の高揚と啓発

(1) 調査活動の推進

- 地域福祉の現状及び課題把握のため、座談会や戸別訪問等実態調査を行います。

(2) 情報提供・啓発活動の推進

- 地域住民の理解と参加を進めるため、社協だよりの発行、地域イベントへの参加、社協フェスタ等の事業を実施します。

(3) 福祉学習の推進

- 地域福祉への理解と関心を高めていくため、各小中高のボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、各校での福祉体験講座を行います。

具体的な取組	期間	展 開
地域での座談会の開催	継続事業	地域の現状・課題を把握します。
気になる世帯への戸別訪問	継続事業	民生委員児童委員と連携し、世帯の現状・課題を把握し、解決に努めます。
社協だよりの発行	継続事業	年4回全戸配布により、情報提供・啓発活動を推進します。
社協フェスタの開催	継続事業	夏祭りを通して、福祉施設・福祉団体等と連携しながら、住民の集う場を提供します。
ボランティア協力校の指定	継続事業	町内全小中高の学校を指定し、福祉教育を推進します。
ワークキャンプの開催	継続事業	福祉教育の実践として取り組みます。



社協フェスタ



ワークキャンプ

2. 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進

- 地域の特性・資源を生かし、共生を目指した活動を行います。

(2) ボランティアセンターの機能強化

- 個人・団体ボランティアの実態把握及び登録を行い、地域でのニーズ調査、並びにボランティアの発掘等センター機能を充実させます。

(3) 災害時ボランティア育成

- 災害時を想定したボランティアセンター設置訓練、並びにボランティア育成を行います。

具体的な取組	期間	展 開
地域での資源発掘	継続事業	人・家屋など地域福祉資源の見える化を作成します。
ボランティアの実態把握と育成	継続事業	ボランティアセンターへの登録促進と、研修会等育成事業を実施します。
地域の特性を生かした福祉事業	継続事業	地域のボランティア等でできる福祉活動を推進します。
災害ボランティアセンター設置訓練事業	継続事業	災害発生を想定したボランティアセンターの設置訓練並びに災害時ボランティアの育成を行います。



災害ボランティアセンター設置訓練



3. 支援活動の推進

(1) 相談体制の整備と強化

- 相談事業の周知を図り、身近な相談相手として対応できる体制を構築します。

(2) 日常生活自立支援の推進

- 日常生活自立支援事業の周知を図ります。

(3) 見守りネットワークの構築

- その人にあった地域での見守り活動を推進します。

(4) 地域での活動拠点・集う場所の確保

- ふれあいサロン等、地域で気軽に集える場所の確保と、運営する人材の育成を行います。

具体的な取組	期間	展 開
何でも相談できる体制づくり	継続事業	月1回の心配ごと相談所の開設、また、いつでも気軽に相談できる人材の育成と場所を確保します。
日常生活自立支援事業	継続事業	事業制度の周知と、支援員の確保と育成を行います。
見守りネットワーク	継続事業	小地域でのキーパーソンを育成し、安心して生活できるネットワークの構築を目指します。
ふれあいサロンづくり	継続事業	継続的な地域での集いの場を確保し、中心となる人材を育成します。



地域座談会



ふれあいサロン

4. 要援護者・支援者への援助推進

(1) 人材育成事業

- 介護に関する技術講習会、及び介護職員初任者研修会を開催します。

(2) 生活困窮者就労準備支援

- 引きこもり等、就労されていない方に対し、就労に向けた指導・援助を行います。

(3) 高齢者援助事業の推進

- 食事サービス、高齢者の集い等高齢者を一堂に会し、孤独感の解消や状態の把握に努めます。

具体的な取組	期間	展 開
介護技術講習会	継続事業	小地域に出向き、介護技術の講習会を行います。
介護職員初任者研修会	継続事業	介護職資格取得と技術向上を目指し開講します。
生活困窮者就労準備支援事業	継続事業	事業制度の周知と、利用者への就労に向けた訓練・指導等を行います。
食事サービス事業	継続事業	小地域で、高齢者を一堂に会し、ボランティアによる調理・会食を行います。
高齢者の集い	継続事業	支所を単位に、一人暮らし等高齢者を一堂に集め、ふれあい交流会を開催します。



あんしん介護教室



高齢者の集い

5. 社会福祉協議会の機能強化

(1) 住民組織としての推進体制・運営基盤の強化

- 住民への情報提供を行うとともに、関係機関と情報を共有し、協働、連携を図る取り組みを進めます。
- 地域住民や関係団体から信頼され、責任のある社会福祉法人として透明性のある適切な経営を強化・持続させます。

(2) 財産基盤の強化

- 会費・寄付金の充実のため、啓発活動を行うとともに、各補助金(助成金)等の積極的な活用を進めます。

(3) 専門性を高めるための人材育成

- 研修会等への積極的な参加を促進し、さまざまな問題に適正に対応できる人材育成を行うとともに、事業展開に即した職員の適正配置を進めます。

(4) 情報開示の推進

- 個人情報等管理に万全を期すと同時に、適正な情報開示の推進に努めます。

具体的な取組	期間	展 開
各関係機関との共同事業	継続事業	関係機関、福祉団体等と協働・連携し、必要な事業企画に取り組みます。
会員加入促進	継続事業	社協事業の啓発を行い、会員加入促進に取り組みます。
専門的知識習得へ向けた人材育成	継続事業	積極的に研修参加を促進し、高度な知識・技術を持った職員の育成に取り組みます。



認知症見守りセミナー



第4章 地域福祉活動計画の推進

この地域福祉活動計画は、新上五島町の地域福祉を進めるため社会福祉協議会（＝社協）が、中心となり策定しました。しかし、この計画の推進を図るためには町民、行政、関係機関などが協働していくことがとても大切です。

私たち社協は、年度ごとに様々な取り組みの進み具合を確認しながら、必要に応じて、方法の検討や見直しなどをおこなっていきます。

また、この計画をより多くの町民に知ってもらい、より多くの協力が得られるようにしていきます。そして、この計画推進の主役はあくまでも町民であり、社協は、縁の下の力持ちとして、本計画を推進していきます。



第3部 自殺対策計画

～ふれあいとやさしさで生きる力が深化するまち しんかみごとう～



空白ページ

自殺対策計画の策定にあたり

我が国においては、平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げた自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

しかしながら、依然として毎年2万人を超える方が自殺により尊い命を亡くされていることから、平成28年4月に「改正自殺対策基本法」が施行され、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定が義務づけられました。さらに平成29年7月には「自殺総合対策大綱」も見直されました。

自殺の多くは追い込まれた末の死ということが言われており、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが喫緊の課題となっていることから、本町においては

～ふれあいとやさしさで生きる力が深化するまち しんかみごとう～

を基本理念とした「第1次新上五島町自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本町における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定め、今後は本計画に基づいて、関係機関・団体との連携を一層強化しながら、「自殺は防ぐことができる」という信念のもとに、総合的な対策に取り組んでまいります。

この計画により、「いのちを支え合う」取り組みがさらに広がることを願うものであります。

平成31年 3月

新上五島町長 江 上 悦 生

第1章 自殺対策計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで個人の問題とされてきた自殺が、社会問題として広く認識されるようになり、以降、自殺者数は減少傾向となっていますが、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は、未だに主要先進7か国の中で最も高く、中でも若年層の自殺と事故の死亡率でみると、自殺が事故を上回っているのは日本だけという状況にあります。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策基本法が平成28年に改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきであることを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、すべての都道府県ならびに市町村において「自殺対策計画」の策定が義務付けされました。

長崎県においては、平成19年に「長崎県自殺対策5カ年計画」を策定し、関係機関・団体が連携・協力した総合的な自殺対策の取り組みを実施してきており、現在、第3期計画に基づく具体的な施策を展開しています。

本町においても、このような状況を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、新上五島町自殺対策計画を策定します。

2. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、失業、倒産、多重債務、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などといった様々な社会的要因があります。自殺に至る心理には、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られており、そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として捉え、そのための自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連機関との幅広い連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として策定し、平成29年に見直された「自殺総合対策大綱」及び「長崎県自殺総合対策5カ年計画」の方針を踏まえて策定するものです。

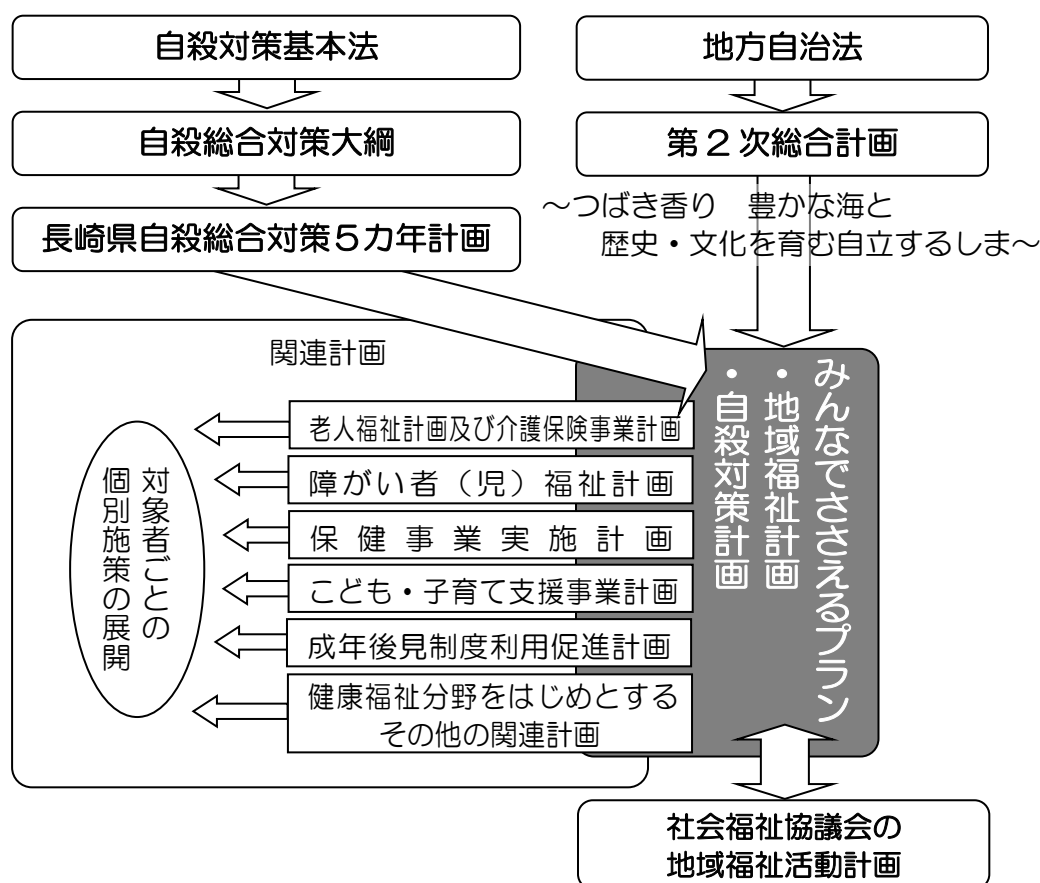
また、「新上五島町第2次総合計画」の目指す「つばき香り豊かな海と歴史・文化を育む自立するしま」の実現に向けた、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示す基本計画として位置づけ、関連性の高い新上五島町地域福祉計画と一体的に策定することとし、福祉分野の計画をはじめとする町の様々な計画との整合性及び連携を図りながら推進していきます。

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

地域福祉の計画の位置づけ



4. 計画の期間

2019年度～2023年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふまえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 私たちの町の現状と課題

1. 新上五島町の自殺の状況

●自殺死亡率及び人口の推移

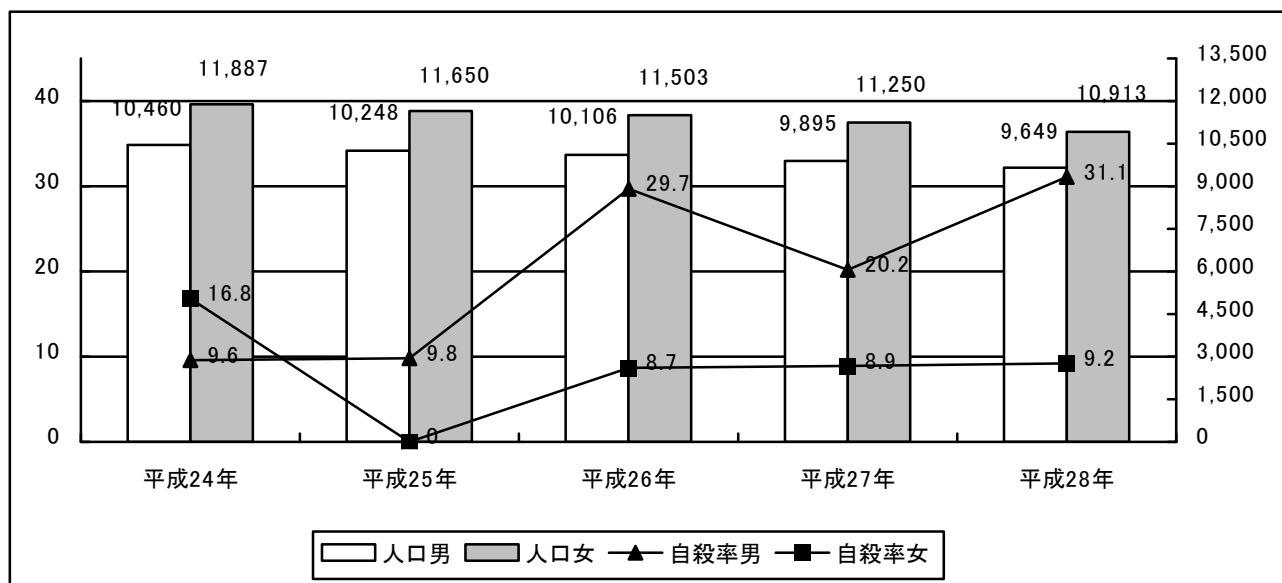
本町における自殺死亡率については、年々、微増の傾向にあります。

これは、本町の人口減少に伴うもので、1人当たりの割合が高くなってきたことが要因であり、実数は平成25年以降、横這いの状況となっています。

	平成24年～平成28年			平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	男	19.9%	13.9%	9.6%	9.8%	29.7%	20.2%	31.1%
自殺死亡率	女	8.7%		16.8%	0.0%	8.7%	8.9%	9.2%
人口	男	50,358 人	107,561 人	10,460 人	10,248 人	10,106 人	9,895 人	9,649 人
	女	57,203 人		11,887 人	11,650 人	11,503 人	11,250 人	10,913 人

*自殺死亡率は、人口10万対
$$\left(\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（3月31日現在）}} \times 100,000 \right)$$

図1 自殺死亡率及び人口の推移（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

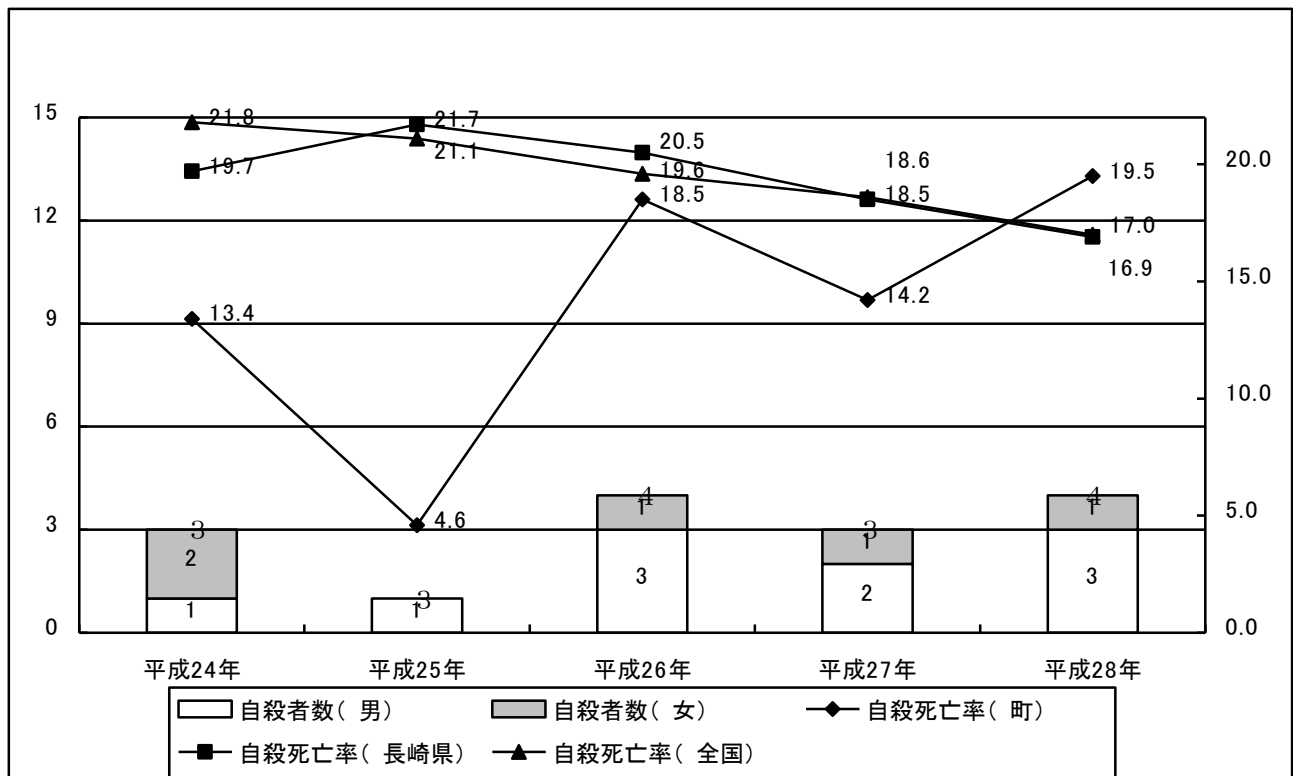
●全国及び県との比較

長崎県および全国の自殺率は減少傾向にありますが、本町は人口が少ないために変動が大きく、平成27年までは全国及び県平均を下回り推移していたものの、平成28年においてはいずれも上回る数値となっています。

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
町自殺死亡率		13.4%	4.6%	18.5%	14.2%	19.5%
自殺者数	男	1人	1人	3人	2人	3人
	女	2人	0人	1人	1人	1人
	計	3人	1人	4人	3人	4人
県自殺死亡率		19.7%	21.7%	20.5%	18.5%	16.9%
国自殺死亡率		21.8%	21.1%	19.6%	18.6%	17.0%

*自殺死亡率は、人口10万対 $\left(\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（3月31日現在）}} \times 100,000 \right)$

図2 自殺死亡率（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

●年代別自殺死亡率（平成24年～28年）

過去5年における年代別自殺死亡率を見ると、本町においては、10代、60代が全国及び県平均を上回っています。

単位：人

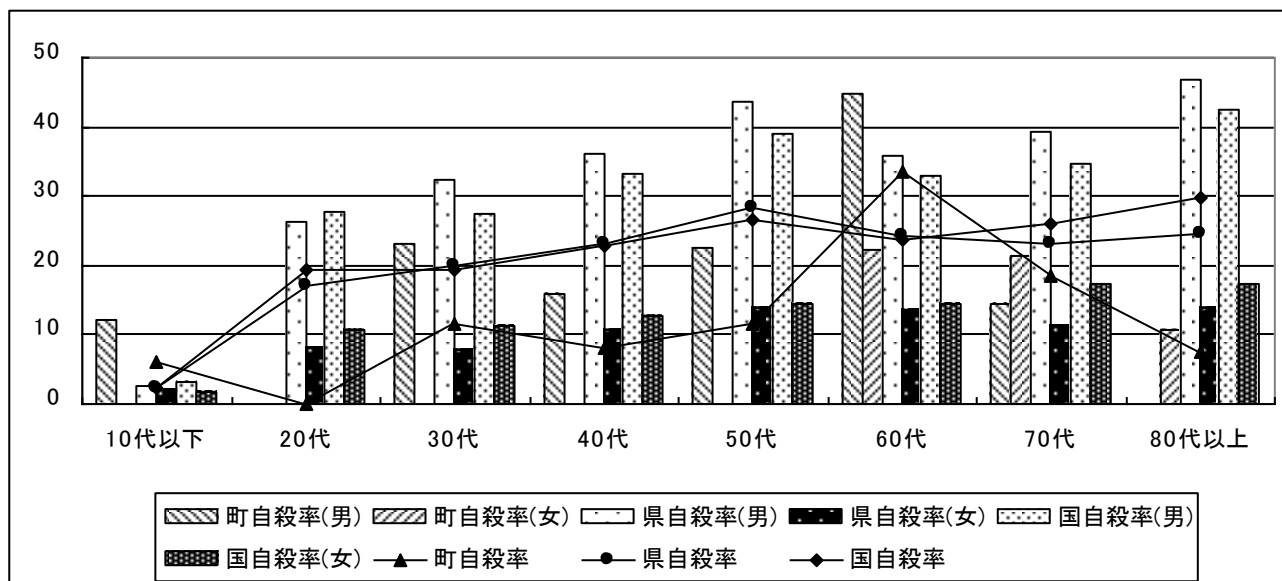
年 代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
町自殺死亡者(男)	1	0	1	1	2	4	1	0	10
町自殺死亡者(女)	0	0	0	0	0	2	2	1	5
町自殺死亡者	1	0	1	1	2	6	3	1	15

単位：％

年 代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
町自殺死亡率(男)	12.1	0.0	23.0	15.9	22.5	44.9	14.5	0.0	19.9
町自殺死亡率(女)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.3	21.4	10.7	8.7
町自殺死亡率	6.1	0.0	11.6	8.0	11.7	33.6	18.5	7.4	13.9
県自殺死亡率(男)	2.7	26.2	32.5	36.2	43.7	35.7	39.2	46.9	30.2
県自殺死亡率(女)	1.9	8.0	7.7	10.7	13.9	13.6	11.3	13.8	10.0
県自殺死亡率	2.3	17.1	19.9	23.0	28.4	24.3	23.2	24.5	19.4
国自殺死亡率(男)	3.2	27.7	27.6	33.1	38.9	33.0	34.6	42.4	27.7
国自殺死亡率(女)	1.6	10.8	11.4	12.7	14.4	14.4	17.4	17.4	11.9
国自殺死亡率	2.4	19.3	19.5	22.9	26.7	23.7	26.0	29.9	19.6

*自殺死亡率は、人口10万対
$$\left(\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（3月31日現在）}} \times 100,000 \right)$$

図3 年代別自殺死亡率（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

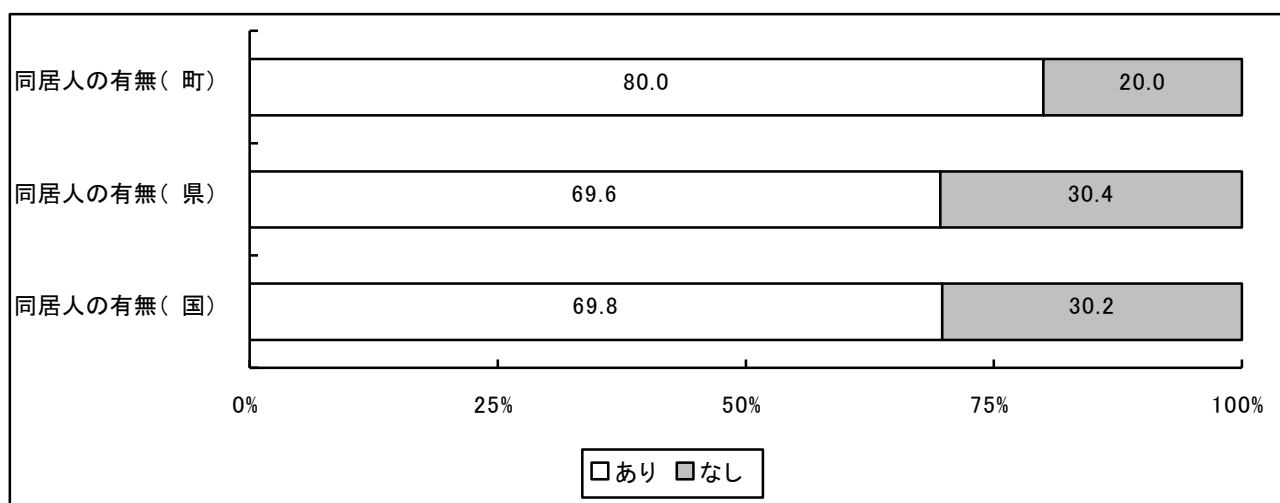
●同居人の有無（平成24年～28年）

自殺で亡くなった方の同居人の有無を見てみると、「同居人なし」の自殺者は全体の20.0%で、「同居人あり」は80.0%となっています。

単位：％

性別	年齢階級	同居人有無(町)		同居人の有無(県)		同居人の有無(国)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	30.0	10.0	19.8	10.8	18.1	10.7
	70歳代	0.0	10.0	16.7	5.4	15.2	6.0
	80歳代	0.0	0.0	13.2	3.1	10.0	3.3
女性	60歳代	20.0	0.0	8.3	4.1	10.0	3.3
	70歳代	20.0	0.0	5.7	2.8	9.1	3.7
	80歳代	10.0	0.0	5.9	4.2	7.4	3.2
計		80.0	20.0	69.6	30.4	69.8	30.2

図4 同居人の有無（平成24年～28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

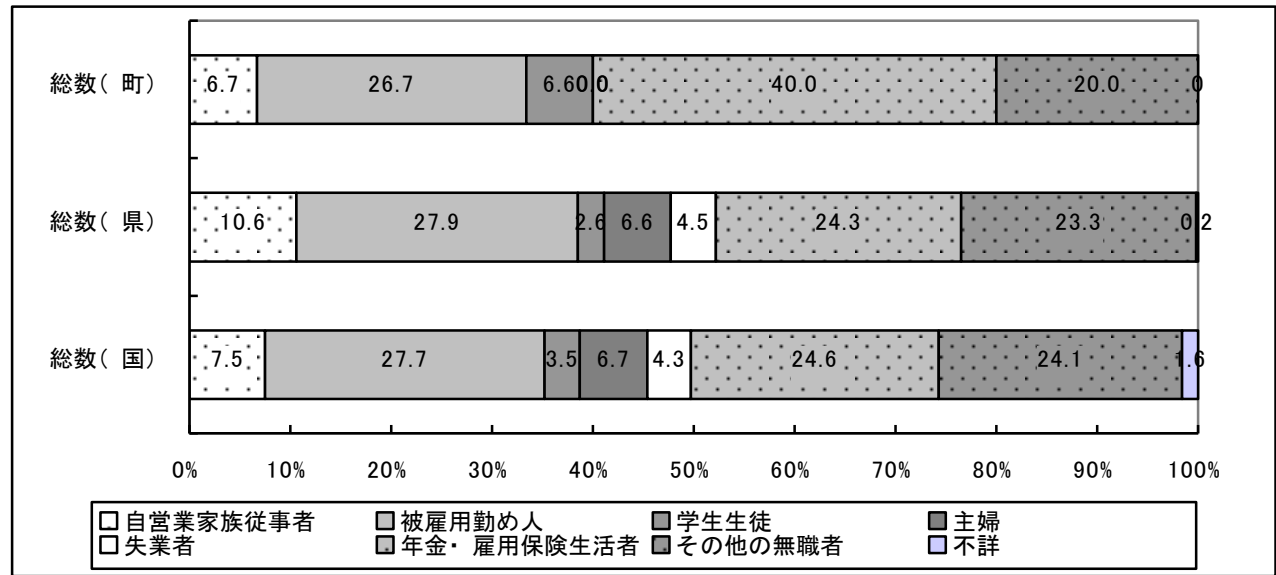
●職業の有無（平成24年～28年）

本町において自殺で亡くなった方の職業を見てみると、有職者の自殺者は全体の33.3%で、無職は66.6%となっています。

単位：％

	自営業 家族従 業者	被雇用 勤め人	無職	学生 生徒	無職者	主婦	失業者	年金・雇 用保険等 生活者	その他 の無職 者	不詳
総数(町)	6.7	26.7	66.6	6.6	60.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0
総数(県)	10.6	27.9	61.2	2.6	58.6	6.6	4.5	24.3	23.3	0.2
総数(国)	7.5	27.7	63.2	3.5	59.7	6.7	4.3	24.6	24.1	1.6

図5 職業の有無（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

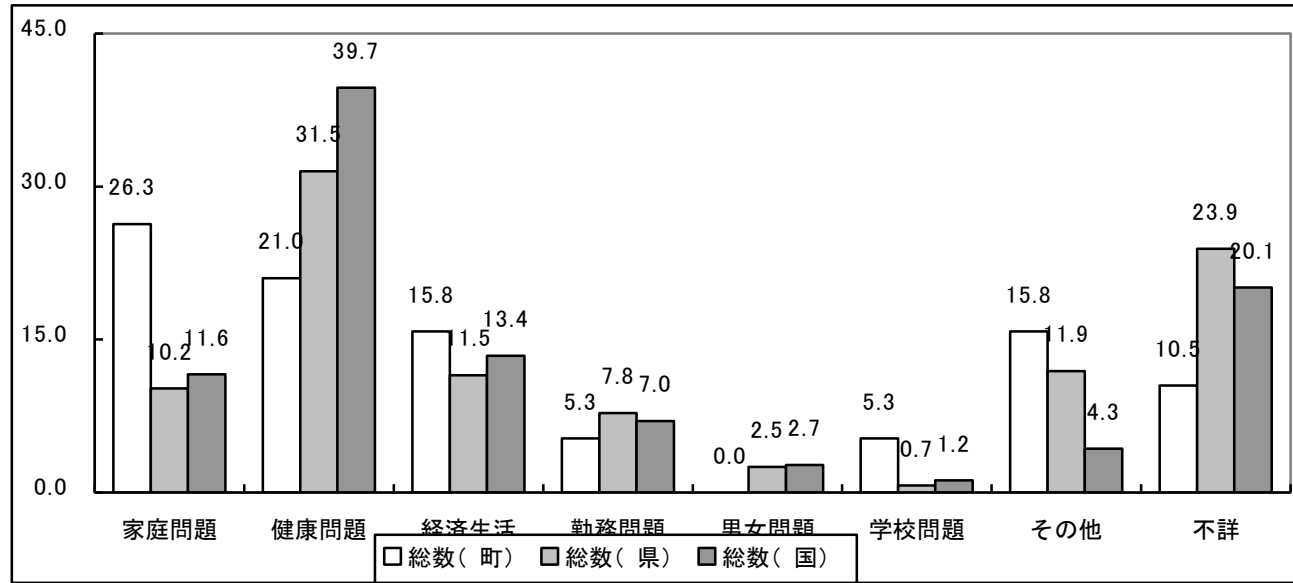
●原因・動機別（平成24年～28年）

本町における自殺の原因・動機としては、「家庭問題」が最も多く26.3%、次いで「健康問題」が21.0%、「経済・生活問題」15.8%となっています。

単位：%

	家庭問題	健康問題	経済生活	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
総数(町)	26.3	21.0	15.8	5.3	0.0	5.3	15.8	10.5
総数(県)	10.2	31.5	11.5	7.8	2.5	0.7	11.9	23.9
総数(国)	11.6	39.7	13.4	7.0	2.7	1.2	4.3	20.1

図6 原因・同期別（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

なお、自殺の原因は単純ではなく、多くの場合、様々な要因が重なって自殺に至るといわれています。

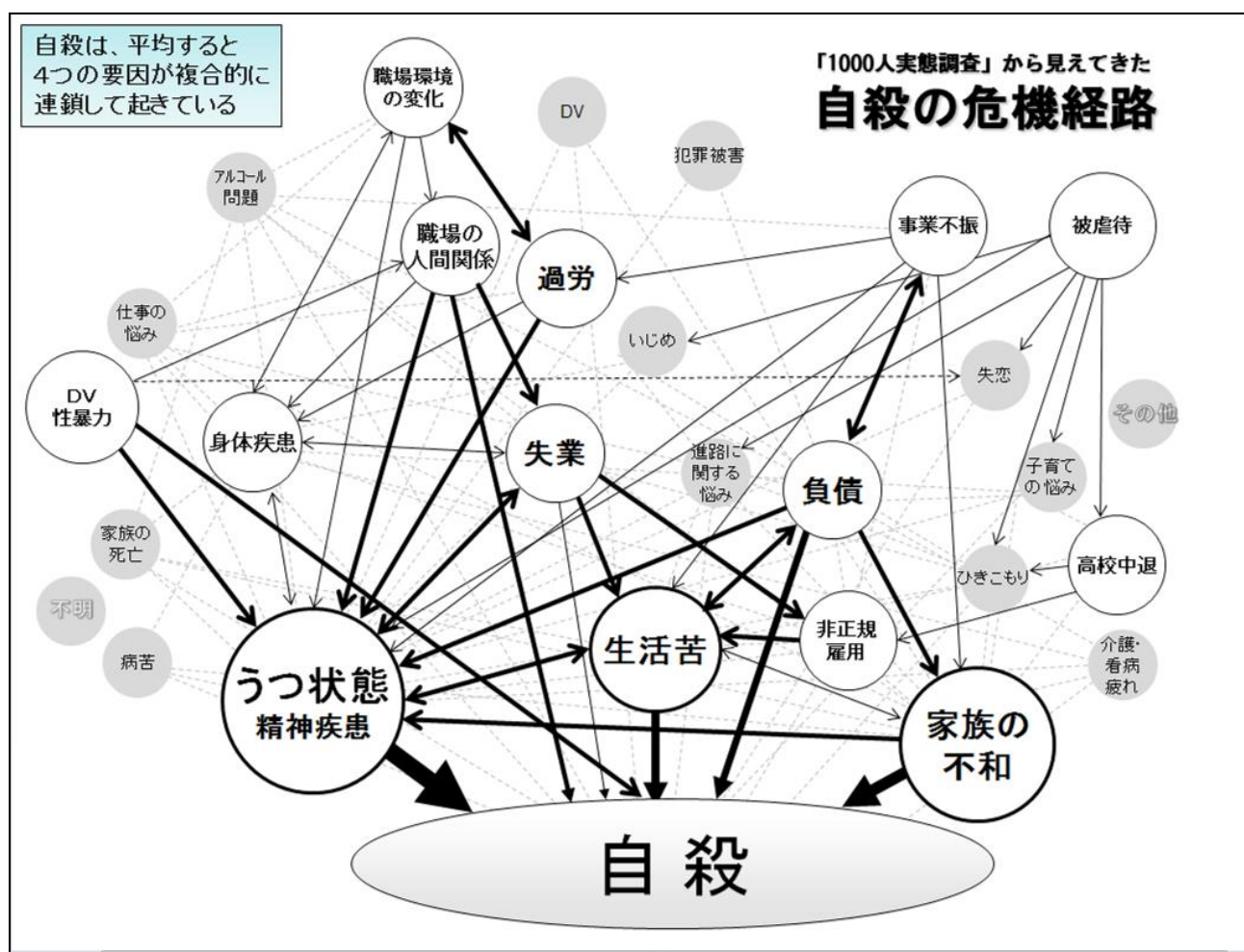
下図は、「NPO 法人自殺対策センターライフリンク」が行った、自殺実態調査から見てきた、自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。

丸の大きさが要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均 4 つの要因」を抱えていたことがわかっています。

参考 自殺の危機経路



「自殺の危機経路」事例

「→」＝連鎖。「＋」＝併発

- 【失業者】 失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
- 【労働者】 配置転換→過労＋職場の人間関係→うつ状態→自殺
- 【主婦など（就業経験のない無職者）】 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ状態→自殺
- DV→うつ病＋離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
- 【学 生】 いじめ→自殺 親子間の不和→ひきこもり→うつ状態→将来生活への不安→自殺

●自殺企図の場所（平成24年～28年）

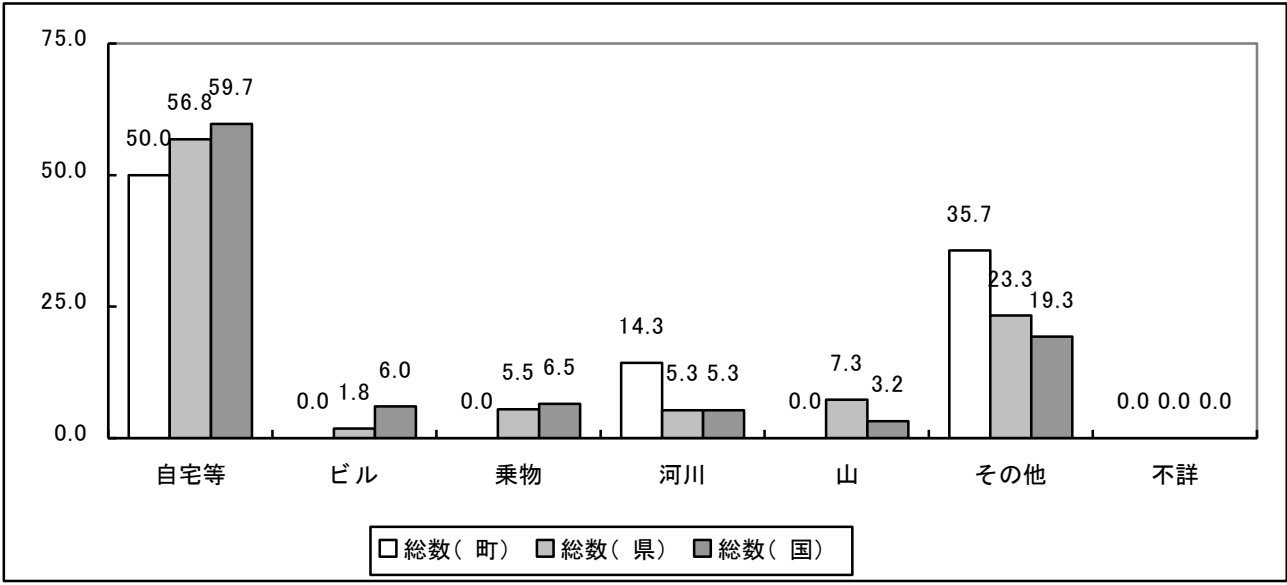
本町における自殺企図の場所を見てみると、自宅等における自殺が50.0%と半数を占めています。

単位：％

	自宅等	ビル	乗物	河川	山	その他	不詳
総数(町)	50.0	0.0	0.0	14.3	0.0	35.7	0.0
総数(県)	56.8	1.8	5.5	5.3	7.3	23.3	0.0
総数(国)	59.7	6.0	6.5	5.3	3.2	19.3	0.0

資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

図7 自殺企図の場所（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

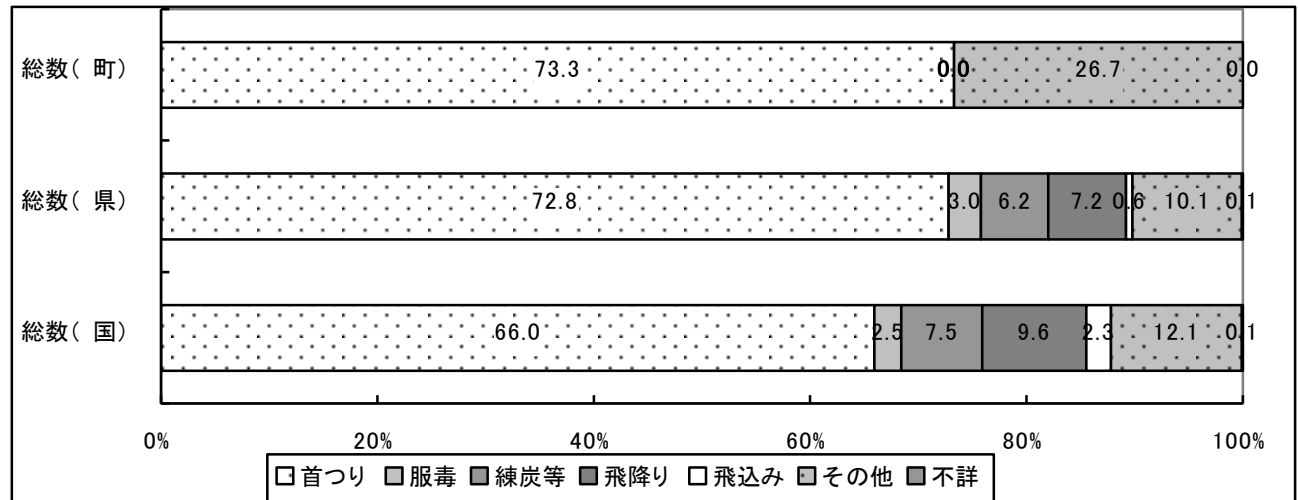
●自殺企図の手段（平成24年～28年）

本町における自殺企図手段においては、首つりが最も多く73.3%となっています。

単位：％

	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳
総数(町)	73.3	0.0	0.0	0.0	0.0	26.7	0.0
総数(県)	72.8	3.0	6.2	7.2	0.6	10.1	0.1
総数(国)	66.0	2.5	7.5	9.6	2.3	12.1	0.1

図8 自殺企図の手段（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

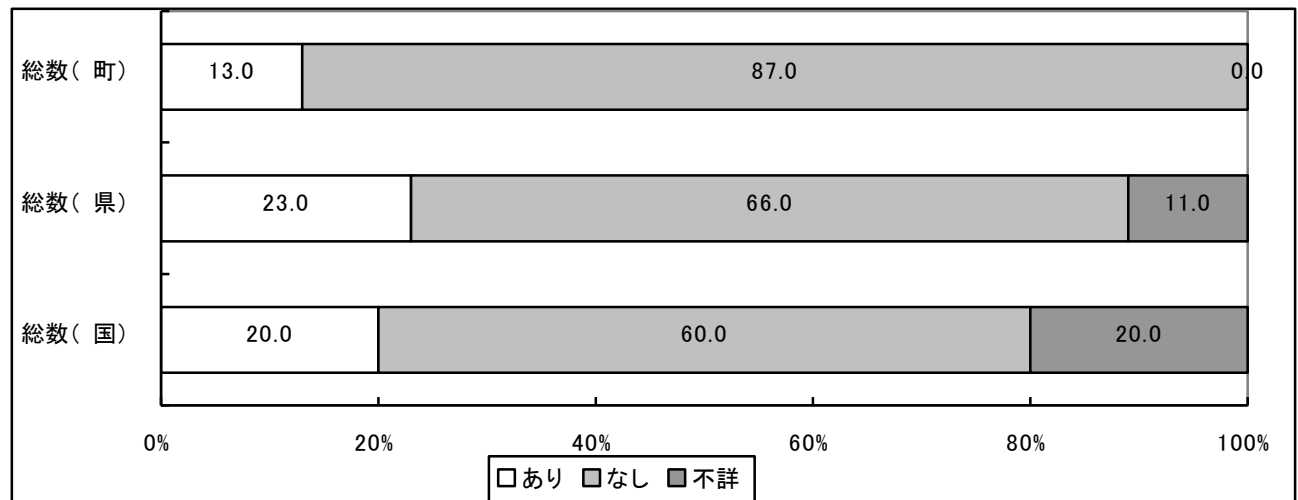
●未遂歴の有無（平成24年～28年）

本町における自殺未遂歴のあった者の割合は13.0%と、全国及び県の割合を下回っています。

単位：%

	あり	なし	不詳
総数(町)	13.0	87.0	0.0
総数(県)	23.0	66.0	11.0
総数(国)	20.0	60.0	20.0

図9 未遂歴の有無（平成24年～平成28年）



資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

2. 新上五島町のこころの健康に関連するデータ

平成29年度に策定された「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」における生活習慣の状況において、こころの健康に関するデータとして、「飲酒」及び「睡眠不足」の項目をみてみました。

自殺に対する調査によると、特に中高年男性の自殺者において、死の直前に飲酒量が増加したり、飲酒した状態で自殺企図に至っているなど、自殺に際してのアルコールの有害使用が少なからず認められることがわかっていますし、睡眠不足についても、うつ病の症状である可能性もあり、自殺との関連が認められているところです。

例えば、飲酒が不眠や抑うつ気分の解消のために有用だという話を聞くことがありますが、このことは誤った認識であり、アルコールの摂取により思考の範囲が狭まり、自暴自棄な結論を導き出しやすくさせたり、抗うつ剤の効果を弱めてしまい、前よりも気分が落ち込み悪化させてしまい、自殺のリスクを高めてしまうことがあります。

また、飲酒により眠りにおちる時間が早まるものの、浅い眠りが続くために睡眠不足に陥り、このことがストレスとなり、うつ病を発症し、自殺のリスクを高めてしまうこともあります。

自殺対策の観点からも、アルコールについての正しい認識について周知していくとともに、有害使用についての対策を積極的に実施していく必要があります。

●飲酒の割合

本町における飲酒の割合は37.3%となっており、長崎県平均の40.8%及び全国平均の44.5%のいずれも下回っています。

単位：％

	平成 25 年度	平成 28 年度(町)	平成 28 年度(県)	平成 28 年度(国)
毎日飲酒	20.0	19.7	23.6	25.6
時々飲酒	14.6	17.5	18.9	22.1
上記合計	34.6	37.3	40.8	44.5

●睡眠の状況

本町における睡眠不足の割合は24.4%となっており、長崎県平均の22.2%を上回るものの、全国平均の25.1%は下回っています。

単位：％

	平成 25 年度	平成 28 年度(町)	平成 28 年度(県)	平成 28 年度(国)
睡眠不足	25.1	24.4	22.2	25.1

第3章 基本理念と目標

1. 計画の基本理念

自殺の多くは、個人の自由な意思や選択によるものではなく、失業・長時間労働・多重債務など、様々な社会的要因により心理的・精神的に追い込まれた末の死であり、自殺を図った人の多くは、うつ病等の精神疾患にかかっているといわれています。

ストレス過多の現代社会の中で、自殺は、特定の人だけの問題ではなく、すべての町民に起こりうる問題であり、また、遺族や周りの人々に、深い悲しみと生活上の困難をもたらすほか、社会全体にも大きな影響を及ぼします。

このため本町では、町民一人ひとりが、うつ病等の精神疾患を正しく理解し、かけがえない命を守ることの大切さを認識し、さらに、様々な社会的要因の見直し等に関係機関等が連携して取り組むことなどにより、町民一人ひとりが、つながり、支え合い、自分らしく生きる喜びが実感でき、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指し、計画の理念を次のとおり設定します。

～ふれあいとやさしさで

生きる力が深化するまち しんかみごとう～

2. 計画の基本目標

町民一人ひとりが、命の大切さについて理解し、自殺のない町を目指します。

(1) 長期目標

- ・年間自殺者数が0人となる。

(2) 短期目標

- ・町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できる。
- ・町民一人ひとりが気軽に支援者又は支援機関に相談できる。
- ・認知症やうつ病予防対策について、福祉保健対策推進協議会で町の方向性を整理し、関係する支援機関がつながる。
- ・飲酒の頻度の減少及び睡眠不足の減少

3. 自殺対策における取り組み

1. 基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町においては、以下の 5 つを「自殺対策の基本方針」として掲げていきます。

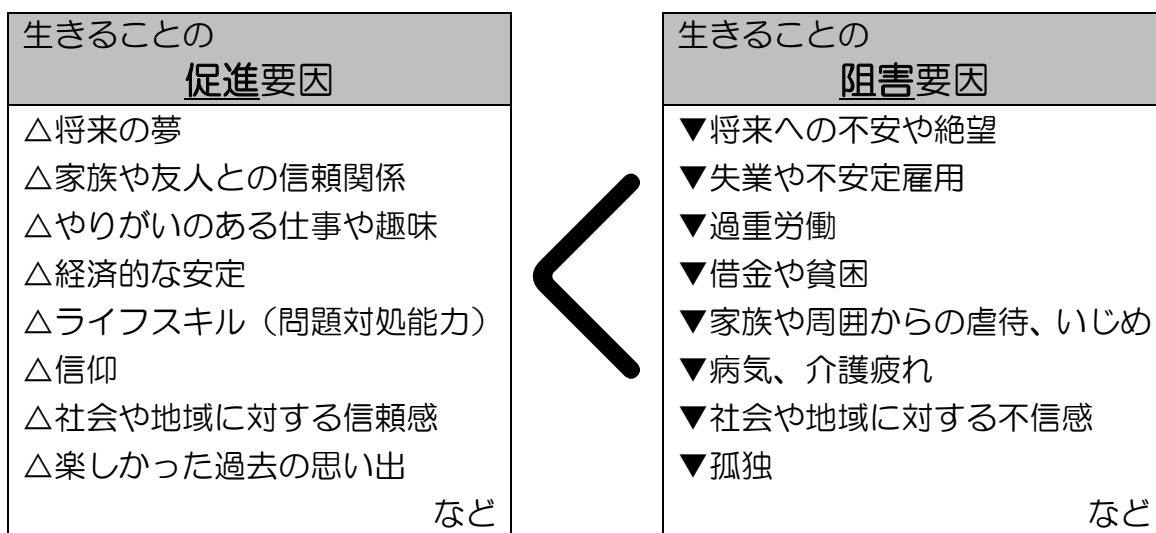
(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みのみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

自殺のリスクが高まるとき



※NPO 法人ライフリンク講演資料より

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

NPO 法人ライフリンクによる自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうちおよそ 7 割の人が、自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談

先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりと連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

本計画の理念である「ふれあいとやさしさで 生きる力が深化するまち しんか

みごとう」の実現に向けては、新上五島町で暮らす町民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていく必要があります。

2. 施策の体系

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本町における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取り組み」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「3つの重点施策」は、本町における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務・経営問題等に焦点を絞った取り組みです。

行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、本町は自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

新上五島町における自殺対策施策の体系

5つの基本施策				
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	【基本施策3】 町民への啓発と周知	【基本施策4】 生きることの促進要因への支援	【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
①地域におけるネットワークの強化 ②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	①町民に対する研修 ②さまざまな職種を対象とする研修 ③学校教育に関わる人への研修	①リーフレット等の作成と周知 ②メディアを活用した啓発活動	①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 ②居場所づくり ③自殺未遂者への支援 ④遺された人への支援 ⑤支援者への支援 ⑥心の健康づくり推進	①SOSの出し方に関する教育の実施
3つの重点施策				
【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進	【重点施策2】 生活困窮者支援と自殺対策の連動	【重点施策3】 勤務・経営問題による自殺対策の推進		
①高齢者向けの支援に関する啓発の推進 ②ゲートキーパー養成講座の実施または受講推奨及び、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとつなぎ ③高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進 ④高齢者を支援する家族等への支援の提供	①生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成 ②必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取り組みの強化 ③多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備	①勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化 ②勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化		

3. 5つの基本施策

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組み、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「町民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」です。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本町における自殺対策の基盤を強化します。

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

本町の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。

これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。

特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

□：すでに取り組んでいること

■：今後、検討を進めること

(1) 地域におけるネットワークの強化

□いのちを支える自殺対策推進本部の設置：町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、町長を本部長として関係各課長で組織する推進本部を設置します。

□いのちを支える自殺対策推進協議会の開催：国の自殺総合対策大綱に基づき、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、福祉・保健・医療・教育等の関係機関や専門家等を構成員とする自殺防止のための協議会を開催します。

□郷及び行政区における連携強化：郷及び行政区は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る地域のつながりの基盤です。郷長（区長）及び駐在員に自殺対策に関する研修の受講を推奨したり、郷長（区長）・駐在員会議の議題で自殺対策を取り上げるなど、郷及び行政区毎に自殺対策に関する取り組みについて働きかけることを足がかりに、地域における自殺対策の具体的な取り組みや連携の方法を検討していきます。

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

□生活困窮者自立支援事業との連携強化：自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた町民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで重要な取り組みです。

本町では、相談支援に携わる職員はもちろん、「役場の全職員」がゲートキーパーとしての自覚を持って、町民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援できるよう、研修等の機会を充実させます。

また、このような役場内の意識改革を進めるだけでなく、自殺のリスクの高い人を確実に支援につなげられるよう、民間団体を含めた専門機関が連携した包括的な支援を展開するための実践的な研修を実施します。

これらの行政や各専門機関の職員等の人材育成を推進した上で、本町では誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことができるよう、全ての町民を対象にした研修を充実させることが重要であると考えます。

(1) 町民に対する研修

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域など、様々な分野等において、悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

■町民向けゲートキーパー養成講座：ゲートキーパーを養成するための講座を上五島保健所と連携して町民向けに開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

■関連団体等へのゲートキーパー研修の実施・受講推奨：ミニデイサービスや高齢者見守りネットワーク等に参加するボランティアや、日頃から地域住民への見守り活動等に尽力している民生委員・児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

(2) さまざまな職種を対象とする研修

■管理職・職員向けゲートキーパー養成講座：庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、管理職を含め、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

■各種委員向けの研修：人権相談、心配ごと相談、障がい者相談等の各種相談員や母子保健推進員等の各種委員に対してゲートキーパー養成講座を行い、支援へのつながりを強化します。

(3) 学校教育に関わる人への研修

■全教職員が受講する研修で、自殺予防に関する取り組みを取り上げること検討します。

【基本施策3】 町民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。

そのため、町では、町民とのさまざまな接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、町民が自殺対策について理解を深めることができる機会を増やしていきます。

さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報についての周知を図ります。

(1) リーフレット等の作成と周知

■相談窓口案内リーフレット等の配布：相談先をこころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩み毎にまとめた無料相談窓口案内リーフレットの配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。

■公共施設における啓発：地域福祉センター、子育て支援センター、生活館、公民館、図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット・カード等の設置を行います。

■各種啓発活動の展開：命の大切さの理解を深めるとともに、町民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間（9月10日～16日）等における各種啓発活動を展開します。

また、自殺や精神疾患に対する偏見を取り除くため、関係機関で連携し、正しい知識の普及を図ります。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
自殺予防週間にあわせた普及啓発活動	一般町民	福祉課 健康保険課	上五島保健所
自殺対策強化月間にあわせた普及啓発活動	一般町民	福祉課 健康保険課	上五島保健所
各種学校への啓発	小・中学校生徒等	学校教育課	

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

(2) メディアを活用した啓発活動

□町広報紙に、自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。

□町ホームページやテレビのデータ放送を活用して、自殺予防に関する総合的な情報を誰もがわかりやすいように提供します。また、自殺の要因となる健康問題や経済・生活問題などに関する情報や各種相談窓口等の情報を一元的に提供します。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
広報、ホームページ等による啓発	一般町民	福祉課 健康保険課	
相談体制の強化	一般町民	福祉課 健康保険課	上五島保健所

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取り組みを幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

□民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。

□悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を実施します。

□さまざまな課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。

□児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有、継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。

□DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。

□障がい者の相談は障害者相談支援事業所と連携し、緊急時は、「障害者地域生活支援拠点」において、24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行います。

□要介護認定を受けていない被虐待高齢者等を養護老人ホーム等へ入所させて保護します。

(2) 居場所づくり

□町内NPO法人と連携し、日中の居場所などの情報提供を行います。

(3) 自殺未遂者への支援

□保健所や医療機関等からの連絡を受け、関係機関へ連絡し、自殺未遂者の支援を行います。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
自殺未遂者等に対する対応	自殺未遂者等	福 祉 課 健康保険課	病院、消防署、警察署

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

(4) 遺された人への支援

□保健所と連携をとりながら、遺族等に対して相談窓口や勉強会、講演会等の情報提供に努めます。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
心のケアに向けた勉強会や講演会等の開催	一般町民	福 祉 課 健康保険課	上五島保健所
長崎県等との遺族の集い等の情報提供	一般町民	福 祉 課 健康保険課	上五島保健所

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

(5) 支援者への支援

□介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。

□保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。

(6) 心の健康づくり推進

□地域において、講演会や教室等を開催し、心の健康づくりを推進します。

また、心身の健康増進への取り組み、ストレスの対処法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めます。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
うつやアルコール依存症等、知識の普及	一般町民	福 祉 課 健康保険課	上五島保健所
心の健康教育の推進	一般町民	福 祉 課 健康保険課	上五島保健所
メンタルヘルス勉強会や講演会等の開催	一般町民	福 祉 課 健康保険課	上五島保健所

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

（1）SOSの出し方に関する教育の実施

■児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取り組みを検討します。

4. 3つの重点施策

本町においては、平成24年から28年の5年間で、15名（男性10人、女性5人）が自殺している。

「新上五島町 自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成）」においては、「高齢者」「生活困窮」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取り組みが喫緊の課題とされており、これらを本町における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。

【重点施策1】高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本町は、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、高齢者への「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

【方策1】高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関の存在を伝える取り組みを進めます。

①高齢者向け相談先情報等の啓発リーフレットを配布します。

高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等の資料を、当事者やその家族、または関係職員に配布します。

さらに、可能な機会においてはリーフレット等の資料を配布する際に、活用方法や町の自殺対策についての説明をあわせて行います。

- ア. 地域の交流事業に参加する高齢者に対して、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。
- イ. 高齢者の福祉保健サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に関するリーフレットなどに、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。
- ウ. 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターや、高齢者等の見守りを行っている見守りネットワークの協力員に、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。
- エ. 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を必要に応じて配布することにより、相談先の情報周知を図ります。

【方策2】ゲートキーパー養成講座の実施または受講推奨及び、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとつなぎ

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取り組みを進めます。

①ゲートキーパー養成講座への受講を推奨します。

- ア. 高齢者が抱え込みがちな問題や自殺のリスクを知るとともに、問題を抱えた高齢者がいた場合には他機関へつなぐ等の対応方法を理解・実践してもらえるよう、一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの提供にあたる職員及びボランティアに対してゲートキーパー養成講座の受講推奨を行います。
- イ. 高齢者からの相談等に応じる福祉相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の案内ならびに受講の推奨を行います。
- ウ. 一人暮らし高齢者等への声かけや見守り活動を行う見守り支援員等登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講の推奨を行うことで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。
- エ. 高齢者の生活支援を行う職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の案内ならびに受講の推奨を行います。

オ. 認知症の人や家族と接する支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺対策の意識づけや理解の促進を図ります。

②高齢者やその介護者との様々な接点を活かして、自殺リスクの早期発見・早期支援を推進します。

①で研修を受講した人が、高齢者やその介護者と接点のある様々な事業や機会において、高齢者への見守り機能等を活かして、「ゲートキーパー」としての役割も担うことで、自殺リスクを抱えた高齢者や介護者の早期発見・早期支援を推進します。

ア. 世代間交流の促進を通じて地域における住民同士のつながりの強化を図ることにより、問題を抱えている高齢者を早期に発見できる地域の仕組みを整えます。

イ. 様々な公的なサービスを受けていない等、問題を抱えている可能性のある一人暮らし高齢者等の情報を、町から民生委員に提供し、住民の見守りに活用することで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応が期待できるよう図ります。

ウ. 一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの提供機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。

エ. 安心通報システムや福祉電話等を利用している一人暮らし高齢者等の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。

オ. 支援の必要な在宅高齢者に対する、訪問等を通じた個別支援の提供機会を活かし、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応に努めます。

カ. 地域包括支援センターで保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。

【方策3】高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や健康支援を兼ねたイベント等を通じて、高齢者が地域とつながれる機会を増やすなどして、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

①地域コミュニティにおける高齢者向けの「居場所活動」を推進します。

高齢者が他者とつながることで、安心と充足を感じながら過ごすとともに、心身の健康の保持、増進につながるような場を開設・提供します。また、高齢者

自身がこうした居場所活動の運営の担い手となり、高齢者の活躍の場を増やすことによって、生きがいの獲得にもつながり得ます。

ア．住民自身が主体となって通い集える場の開設や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流機会や日中の居場所となる場を提供します。

イ．青少年が地域の高齢者に関心を持つとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指して、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。

②高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じて、高齢者の社会参加を促進します。講座や教室への参加や他の受講生との交流等を通じて、高齢者の生きがいや社会の中の役割の創出につなげます。

ア．地域公民館・生涯学習プラザにおいて高齢者向け講座を開催するとともに講座終了後も自主的な学習を続けられるよう支援体制を整備することにより、高齢者の生涯学習の推進に加えて社会参加を促進します。

イ．高齢者が家族や地域とのつながりを実感できるような、各種スポーツや文化関連のイベントを企画・開催することで、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりの促進を図ります。

【方策4】高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

①認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。

②認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担を軽減します。

③認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施します。介護教室を通じて、介護者の相互交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ予防等を図り、支援者への支援を行います。

【重点施策2】生活困窮者支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本町では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。

あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取り組みの強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

【方策1】生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取り組みと自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させると同時に、人材の育成を強化します。

①生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化します。

近年の自殺者数の増加の背景には、社会的要因である経済・生活問題に起因するケースの増加や働き盛りの男性の自殺があります。

早急に、失業者や多重債務者問題に関する専門窓口の充実が求められており、町では住民生活課に消費者相談窓口を開設しております。

また、生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで、速やかに生活困窮者自立支援相談窓口あるいは生活保護制度による支援につなぐとともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて関係機関と連携しながら「生きることへの包括的な支援」を行います。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
各種相談窓口の開設	一般町民	福祉課 健康保険課 住民生活課	社会福祉協議会 上五島保健所 上五島福祉事務所
健康相談（こころとからだ）の推進	一般町民	健康保険課	上五島保健所
多重債務・経済問題等の相談・支援	一般町民	福祉課 住民生活課	社会福祉協議会 上五島保健所 上五島福祉事務所
高齢者の介護等についての相談・支援	一般町民	福祉課 健康保険課	包括支援センター

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

【方策2】必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取り組みの強化

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくないことを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取り組みを推進します。

①税金・保険料・保育料・貸付金等の滞納者に対する支援へのつながりを強化します。

税金・保険料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行います。

②多重債務者に対する支援へのつながりを強化します。

多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。消費者行政相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。

③リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みを作ります。

問題が深刻化する前に、リスクを抱えこみがちな人との直接・間接の接点、接点のある周囲の人によって、早めに相談につながるような方策を検討します。

ア．経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。

イ．地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげるための仕組み作りについて、国の地域共生施策の動向も踏まえながら検討を進めます。

ウ．子どもの貧困対策実態調査の分析結果をもとに、リスクを抱えた家庭が早めに相談につながるよう方策を検討します。

【方策3】多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備

多分野の関係機関の連携による「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整えます。そのために必要なツールの導入等を積極的に試みます。

①事例検討会の開催等を通じて、連携のあり方に関する基本認識を共有します。

必要なケースについては、その都度関係各課と連携し、ケース検討や会議を実施し、支援の方向性について検討します。

【重点施策3】勤務・経営問題による自殺対策の推進

本町においては、勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動も強化し、さらには、健康経営に資する取り組みを推進することで、自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

【方策1】勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

勤務・経営問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取り組みとして、労働者や経営者を対象とした相談やストレスチェックの推進、経営者・管理者を対象とした研修等の開催を行います。

①労働者・経営者を主な対象とした相談会を開催します。

勤務・経営問題による自殺が新上五島町の自殺実態プロフィールにおいて優先して対策を行うべき重点分野とされていることを踏まえて、労働者・経営者を主な対象とした自殺対策に資する、専門家による相談会を開催します。

②長崎労働局五島駐在事務所等、労働相談先の案内等を行います。

職場での労使間のトラブル等に関して、解決などに向けた助言や専門的な相談先の案内を行います。

【方策2】勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

町内企業の中で、職場環境の改善やメンタルヘルス対策に力を入れている企業がまだ決して多くない実情を踏まえて、町内企業に対して勤務問題の現状や対策の必要性等を啓発します。

①自殺対策担当課による勤務・経営問題をテーマとした研修会や啓発キャンペーンを実施します。

②町内企業における健診実施率の向上を促進します。

中小零細企業の労働者の健康管理を推進するため、町内企業における健診実施率の向上を目指した取り組みを推進します。また、こころの健康度チェック票等を活用し、うつ病の早期発見に努めます。

内 容	対象者	関係課	主な協力関係機関等
こころの健康度チェック等の実施	一般町民	福祉課 健康保険課	上五島保健所
こころの相談等の充実	一般町民	福祉課 健康保険課	上五島保健所

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

③町民向け広報媒体を活用した周知・啓発を行います。

町の広報紙、テレビ・ラジオなどの媒体を活用し、町や関係機関の取り組みについて周知を行います。

第4章 評価指標と検証

1. 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次のとおりとし、毎年度、取り組み状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、自殺対策推進協議会、自殺対策推進本部に報告の上、その後の取り組みについての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

	目標	検証指標	目標値
長期	年間自殺者数が0人となる。	人口動態統計調査に基づく自殺者数	0人
短期	町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できる。	ゲートキーパー養成講座受講者（職員）の理解度	70%以上
	町民一人ひとりが気軽に支援者又は支援機関に相談できる。	町民への啓発と周知の進捗状況	100%
	認知症やうつ病予防対策について、福祉保健対策推進協議会で町の方向性を整理し、関係する支援機関がつながる。	地域におけるネットワーク強化の進捗状況	100%
	飲酒の頻度及び睡眠不足の減少	特定健診・特定保健指導データに基づく飲酒頻度及び睡眠状況	飲酒の割合 37%以下 睡眠不足の割合 24%以下

	施策分野	評価指標	目標値
基本施策	地域におけるネットワークの強化	福祉保健対策推進協議会 自殺対策推進本部会議	年1回以上 年1回以上
	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数（職員） ゲートキーパー養成講座受講者数（町民）	70%以上の職員 5%以上の町民
	町民への啓発と周知	自殺予防週間・自殺対策強化月間・地域の相談機関について ・町広報紙での啓発 ・町ホームページでの啓発 ・データ放送での啓発 ・リーフレットの作成・配布	年2回以上 年2回以上 年2回以上 2000部
	生きることの促進要因への支援	民生委員・児童委員等の活動を充実させ、関連窓口への相談機会の提供を通じた支援を強化	—
	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を行っていく。	—
	高齢者の自殺対策の推進	人口動態統計調査に基づく60歳以上の自殺者数	0人
重点施策	生活困窮者支援と自殺対策の連動	経済問題の相談窓口と生活困窮者・健康問題が連携した件数の増加	—
	勤務・経営問題による自殺対策の推進	町内の企業等へのメンタルヘルス活動の推進	年2回以上

第5章 生きる支援関連施策一覧

新上五島町における自殺対策の取組	
①地域におけるネットワーク強化	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育
②自殺対策を支える人材育成	⑥高齢者の自殺対策の推進
③町民への啓発と周知	⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
④生きることの促進要因への配慮	⑧勤務・経営問題による自殺対策の推進

※平成31年4月1日からの課名を記載しています。

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1 地域のネットワークの強化	2 材の育成 自殺対策を支える人材の育成	3 町民への啓発と周知	4 困へる支援	5 出し方に関する教育 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	6 推進 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	7 自殺対策の連動 生活困窮者支援と自殺対策の連動	8 勤務・経営問題による自殺対策の推進
総務課	安心安全まちづくり事業 総務一般管理事業	▼推進会議で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。 ▼新上五島町生活安全推進会議、上五島地区暴力追放推進会議等において、自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。	●		●					
総務課	防犯パトロールの実施	▼防犯パトロール実施の際に、自殺対策関連のチラシ等の配布も行うことで、住民への啓発の機会となり得る。			●					
総務課	交通安全対策に関する事務	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。			●	●				
総務課	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供できる機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。			●					
総務課	住民への相談事業	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ▼相談対応職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。	●	●		●				
総務課	消防職員の教養	▼消防職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。		●	●	●				
総務課	職員の研修事業	▼職員研修（特に新任と管理職昇任）の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。		●	●					
総務課	男女共同参画計画推進事業	▼研修会の中で自殺対策についても言及することにより、相談員の自殺リスクを抱えた方への相談対応について理解の深化を図ることができる。 ▼実践研修の中で自殺対策に関連した講演会等を行うことにより、住民への情報周知や啓発を図る事ができる。		●	●	●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			ワークの強化	地域におけるネット 材の育成	自殺対策を支える人 材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要 因への支援	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	高年齢者の自殺対策の 推進	生活困窮者支援と自 殺対策の連動
総務課	同和・人権啓発事務 (人権啓発事業)	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺 対策を啓発する機会とし得る。			●					
総務課	保護司会補助金	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、 家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺 のリスクが高い方も少なくない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象 者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切 な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能 性がある。	●	●	●	●				
総務課	防災対策一般事務費 危機管理体制整備事業	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災 者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上 の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な 心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策 等につき言及することで、危機発生時における被災者 のメンタルヘルス対策を推進し得る。	●			●				
総務課	無料法律相談委託	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が 深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高 い方も多いと思われる。 ▼紹介状(チケット)を発行した住民に対して、相談を 行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う などにより、継続的な支援を行えば、確実な問題解 決につながる仕組みとなり得る。				●				
総合政策課	NPO連携促進事業	▼地域の課題として自殺問題を取り上げることで、行政 と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推 進するための基盤づくりになり得る。	●							
総合政策課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総 合戦略の策定)	▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができ れば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携でき る部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図るこ ともできる。	●							
総合政策課	出前講座	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」 等を、トーク事業のメニューに加えることで住民への 啓発の機会となり得る。 (講座担当課：福祉課)		●	●					
総合政策課	地域活動振興事務	▼町会や自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会 を行うことで、地域の住民として何ができるかを主体 的に考えてもらう機会となり得る。	●	●						
福祉課	民生委員・児童委員事 務	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民 という立場から、気軽に相談できるという強みが民生 委員・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関 につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●	●	●	●		●	●	●
福祉課	障がい者(児)福祉計 画策定・管理事業	▼障害者(児)福祉事業と自殺対策事業との連携可能な 部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連 携の促進を図ることができる。	●	●						
福祉課	障がい者総合支援協議 会の開催	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネット ワークは、自殺対策(生きていることの包括的支援)を展 開する上での基盤ともなり得る。	●			●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			ワークの強化	地域におけるネット材の育成	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
福祉課	障害福祉サービス費給付に関する事務	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●				
福祉課	日中一時支援事業	▼ショートステイの機会を活用し、障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。				●				
福祉課	訪問入浴事業	▼訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がい者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。	●	●						
福祉課	福祉ガイド作成事業	▼ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。			●	●				
福祉課	権利擁護の仕組みづくり	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	●			●				
福祉課	障害者差別解消推進事業	▼相談対応にあたる行政相談窓口職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	●	●		●				
福祉課	障害者虐待の対応	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。				●				
福祉課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	▼通訳者や介助員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●				
福祉課	手話通訳者等派遣事業	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●				
福祉課	手話通訳者養成事業	▼養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。	●			●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネット ワークの強化	自殺対策を支える人 材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要 因への支援	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	高齢者の自殺対策の 推進	生活困窮者支援と自 殺対策の連動	勤務・経営問題によ る自殺対策の推進
福祉課	手話奉仕員養成事業	▼手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●				
福祉課	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●				
福祉課	心身障害者福祉手当支給事務	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			●	
福祉課	心配ごと相談事業	▼社会福祉協議会の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。		●						
福祉課	生活保護施行に関する事務	▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。				●			●	
福祉課	高齢者見守りネットワーク事業	▼登録した高齢者を地域の見守り協力員が声かけをし見守りをしたり、協力事業所が地域住民の異変を感じたら相談に対応したりすることで、自殺対策に繋がる。	●					●		
福祉課	精神保健 （困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実）	▼精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼個別支援を充実させることで、自殺リスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。				●				
福祉課	精神保健 （精神障がい者家族向け講演会・交流会）	▼精神障がいを抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 ▼当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの瀬支援への接点にもなり得る。				●				
福祉課	精神保健 （精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進）	▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。				●				
福祉課	精神保健福祉推進事業	▼相談対応や訪問指導を行う職員や、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●						

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒のSOSの推進	自殺対策の連動	生活困窮者支援と自殺対策の連動
福祉課	買い物支援サービス	▼買い物困難者への支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。				●		●		
福祉課	養護老人ホームへの入所	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	●							
福祉課	1歳2カ月児～3歳児健診前までの歯科健康診査	▼子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。	●		●	●			●	
福祉課	ひとり親家庭等生活支援講習会事業	▼家庭生活支援講習に関わる者にゲートキーパー研修を受講してもらうことなどで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。		●		●				
福祉課	ひとり親家庭への学習支援事業	▼児童生徒への学習支援は、当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。	●			●			●	
福祉課	ファミリー・サポート・センターの運営	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することなどで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。		●		●				
福祉課	学童保育事業	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことなどで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●						
福祉課	DV対策基本計画推進事業	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。				●				
福祉課	配偶者暴力相談支援	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。				●				
福祉課	子ども・子育て支援事業計画の推進	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。	●			●				
福祉課	子育てひろば事業	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。				●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			ワークの強化	材の育成 地域におけるネット	自殺対策を支える人 材の育成	町民への啓発と周知	因への支援	生きたる者の促進要	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	高齢者の自殺対策の 推進
福祉課	子育て短期支援事業	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。				●				
福祉課	児童虐待防止対策の充実	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。				●				
福祉課	児童扶養手当支給事務	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●			●			●	
福祉課	児童遊園の管理及び設置に関する事務	▼地域内の児童遊園が自殺発生の多発地となっている場合は、児童遊園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。				●				
福祉課	発達障害相談センターの相談事業	▼発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の機会を、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	●			●				
福祉課	障害児支援に関する事務	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●				
福祉課	障害児地域療育等支援事業	▼障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 ▼対応を行う職員にゲートキーパー研修を実施することなどで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。	●	●		●				
福祉課	生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援事業）	▼子どもに対する学習支援を通じて、本人や家族の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。	●			●			●	
福祉課	母子家庭等自立相談支援	▼それぞれの相談時に相談者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。	●							
福祉課	保育料等納入促進事業	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。 ▼収納を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことなどで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			●	

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8		
			ワークの強化	地域の育成	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	因への支援	生きていることの促進要	出方に関する教育	児童生徒のSOSの推進	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
福祉課	家庭児童相談支援	▼自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。	●			●						
福祉課	母子保健 (こども発達相談)	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きていることの包括的支援にもなり得る)	●			●						
福祉課	母子保健 (育児ストレス相談)	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から保健師等が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。	●			●						
福祉課	母子保健 (子育てひろばの設置、妊婦全数面接)	▼育児支援教室の開催、保健師による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。				●						
福祉課	母子保健 (新生児訪問指導)	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●			●						
福祉課	母子保健 (地域子育て見守り事業)	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。	●	●		●						
福祉課	母子保健(母子健康手帳交付等)	▼保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●			●						
福祉課	離乳食相談会の実施	▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。	●		●	●						
健康保険課	総合相談支援事業	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。				●		●				
健康保険課	地域包括支援センターの運営	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	●			●		●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネットワークの強化	材の育成 自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	因への支援	生ることに促進要 出し方に関する教育	児童生徒のSOSの推進	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
健康保険課	地域福祉推進事業	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ること、両施策のスムーズな連動を図ることでもある。 ▼地域福祉支援員や地域福祉館職員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	●			●				
健康保険課	地域介護予防活動支援事業	▼包括支援センターの職員や住民ボランティアスタッフが、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●				●		
健康保険課	地域ケア会議	▼会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、自殺対策と連動させていくことができる。	●	●						
健康保険課	介護予防普及啓発事業	▼住民の意識の向上を図るとともに、自殺対策についての啓発も行うことで効果が得られる。			●			●		
健康保険課	認知症初期集中支援推進事業	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。困難ケースの早期発見と集中的な介入は自殺対策を含め包括的な支援につなげることができる				●		●		
健康保険課	認知症カフェ	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い（※）の推進に寄与し得る。※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	●	●		●		●		
健康保険課	認知症サポーター養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターに自殺対策に関する研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●				
健康保険課	食の自立支援・配食サービス	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。						●		
健康保険課	介護人材育成支援事業補助金	▼介護職員の資質向上を図ることで、高齢者の相談に幅広く対応を行えるとともに、適切な支援に繋げることができる。	●	●				●		
健康保険課	介護給付に関する事務	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●		●		
健康保険課	在宅医療介護連携推進事業	▼総合的に相談を受けることで困難な状態に陥った人の情報を察知できる窓口となりうる。様々な支援機関の自殺対策に関する理解と連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	●			●		●		

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域の強化 ワークの強化	材の育成 自殺対策を支える人	町民への啓発と周知	生きていることの促進要 因への支援	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	児童生徒のSOSの 推進	自殺対策の連動 高齢者の自殺対策の	勤務・経営問題によ る自殺対策の推進
健康保険課	健康づくり推進員事業	▼推進員の学習会の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●			●				
健康保険課	葬祭費	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。 ▼亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット（自死遺族の相談・支援先も掲載）を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。	●		●	●				
健康保険課	重複多受診者訪問指導	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●			●				
健康保険課	30 歳代の住民を対象とした健康診査	▼健康診断の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。	●		●					
健康保険課	健康づくり計画推進事業	▼こころの健康づくり対策を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。		●	●					
健康保険課	健康まつり負担金	▼本イベントのコーナーで自殺対策（生きていることの包括的な支援）を取上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会になり得る。			●	●				
健康保険課	心の健康に関する健康講座の実施	▼出前講座の中で、自殺問題と その対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。			●					
健康保険課	食生活改善事業委託料	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。				●				
健康保険課	食生活改善推進員事業	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼食改の学習会の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●			●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きることに促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒のSOSの推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動	勤務・経営問題による自殺対策の推進
健康保険課	働く世代の健康づくり事業	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。				●				●
会計課	起票担当課の会計事務処理のスキルアップ	▼各課への適切な指導を行い、職員の不安を和らげ、ストレス軽減を図る。								●
会計課	支払い事務	▼支払業務の先に生活があることを念頭に置き、迅速かつ正確に実施し、行政サービスの向上を図る。				●			●	
水道課	水道料金滞納整理事務	▼水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むので、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて、相談先情報の提供や他の相談機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	●	●						
税務課	徴収の緩和制度としての納税相談	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			●	
税務課	保険料の賦課、収納、減免	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	●						●	
建設課	公営住宅事務	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。				●			●	
建設課	公営住宅家賃滞納整理事務	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●			●	
建設課	公営住宅建設事業	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。 ▼公営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。	●	●		●				
議会事務局	議会報告会	▼自殺対策をテーマとすることで、地域住民との懇談の場において、共に何ができるかを主体的に考えてもらう機会となり得る。	●			●				
財政課	予算編成	▼効率的かつ効果的な事業実施に資するよう予算編成を行うことで、自殺対策関連事業が円滑に実施されるとともに、対応の強化を図ることができる。	●			●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネットワークの強化	材の育成 自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動	勤務・経営問題による自殺対策の推進
住民生活課	雇用保険取次ぎ業務	▼就労支援は、それ自身が重要な生きる支援（自殺対策）でもある。また就労に関わる問題の中から、心の悩みを抱えた者を発見した場合には、関係課の支援につなぐことで、休職者への生きることの包括的な支援（自殺対策）にもなり得る。	●			●				●
住民生活課	国民年金事務	▼年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●			●			●	
住民生活課	消費者教育業務	▼学生向けの資料等の中に、トラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、様々な生きる支援に関する相談先の情報を入れ込むことで、「SOSの出し方に関する教育」の実践にもなり得る。			●	●	●			
住民生活課	消費生活相談啓発業務	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。			●	●		●	●	
住民生活課	不法投棄対策事業	▼パトロール及び現場確認等を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手だてを取り得る。	●							
観光商工課	よろず相談（専門家の派遣）	▼経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。								●
観光商工課	地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	▼セミナーにおいて、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。 ※商工会と事前に相談する必要がある。	●			●				●
観光商工課	中小企業退職金制度助成事業 信用保証料補助事業	▼中小事業者との面談を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	●			●				●
学校教育課	教育大綱の策定	▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	●			●				
学校教育課	学力向上推進事業	▼題材の選定が可能ならば、SOSの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。					●			
学校教育課	学校評価（教職員対象） 学校評価（児童生徒対象）	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	●			●				
学校教育課	PTA活動の支援・育成に関する事務	▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ▼役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることが出来る。			●					

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネット ワークの強化	材の育成 自殺対策を支える人	町民への啓発と周知	生きていることの促進要 因への支援	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	児童生徒の自殺対策の 推進	生活困窮者支援と自 殺対策の連動	勤務・経営問題によ る自殺対策の推進
学校教育課	就学に関する事務	▼特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。	●							
学校教育課	いじめ防止対策事業	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。	●		●	●	●			
学校教育課	オープンセッション事業	▼地域に自殺対策関連の活動を行う機関や団体がある場合には、セッションの機会を活用し、学校と自殺対策関連の団体との連携促進を図ることができる。	●							
学校教育課	キャリア・スタート・ウィーク事業	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し方が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。					●			
学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、いじめ防止や児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●				
学校教育課	多忙化解消事業	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。								●
学校教育課	教職員人事・研修関係事務	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援（※支援者への支援）の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。			●					●
学校教育課	保幼小中連携事業	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	●			●				
学校教育課	学校職員ストレスチェック事業	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ることができる。	●							●
学校教育課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	●			●				
学校教育課	学校職員安全衛生管理事業	▼学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。								●

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			ワークの強化	材の育成 地域におけるネット	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。			●	●				
学校教育課	奨学金に関する事務	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。			●				●	
学校教育課	震災児童生徒就学援助事業	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。	●			●				
学校教育課	性に関する指導推進事業	▼望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。 ▼性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図れる。			●	●				
学校教育課	広報活動事業（ホームページによる情報発信含む）	▼各学校のブログにその年度の「いじめ防止基本方針」を掲載し、学校としての姿勢を周知することができる。また、教育週間での取組、人権週間の取組の情報を地域や各家庭への啓発に有効となる。			●					
学校教育課	生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	▼問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。 ▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。			●	●				
学校教育課	生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	▼保護者に対して福祉の専門家が直接対応し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。 ▼専門家から相談リーフレットの配布をしてもらえば、児童生徒に様々な相談先の情報を周知する機会ともなり得る。	●		●					
学校教育課	中学校部活動推進事業	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。 ▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者への支援）を強化し得る。	●							●
学校教育課	不登校児童生徒支援事業	▼適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 ▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。	●	●		●				

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			ワークの強化	地域の育成	自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
生涯学習課	子ども会育成事業	▼役員やリーダーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。		●						
生涯学習課	各種補助金(女性青少年教育費)	▼薬物を乱用している若者の中には、様々な問題を抱えて自殺リスクの高い子もいる。 ▼指導員にゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、そうした自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。		●		●				
生涯学習課	図書館の管理	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ▼学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。	●		●					
生涯学習課	世代間交流促進事業	▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供し得る。 ▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●							
生涯学習課	青少年教育事務	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。				●				
消防本部 警防課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	▼救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる。		●						
消防本部 警防課	事後検証会	▼搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。		●						
消防本部 警防課	自殺予防パンフレットの配布	▼啓発用パンフレットやリーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。			●					
消防本部 予防課	火災の予防	▼火災予防運動期間中、火災予防を訴えるとともに、自殺対策啓発用パンフレット等を配布し、自殺の予防を行う。			●					
各支所 出張所	各種窓口業務	▼支所・出張所は、地域住民と最も近い場所に位置する行政機関の窓口であり、地域情報の取得や住民への情報周知のみならず、住民が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	●		●	●		●	●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。	●			●			●	

担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8
			地域におけるネットワークの強化	材の育成 自殺対策を支える人材の育成	町民への啓発と周知	生きていることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒のSOSの推進	高齢者の自殺対策の推進	生活困窮者支援と自殺対策の連動
上五島福祉事務所(県) ※連携	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きていることの包括的支援）にもなり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	母子家庭等自立支援給付金事業	▼それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【特別会計】	▼貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	母子父子寡婦福祉資金償還対策事業	▼返済が滞っている世帯は何らかの問題を複合的に抱えていることが少なくなく、自殺のリスクを抱えている可能性もある。 ▼そうした可能性を想定し、リスクを抱えた世帯を支援へとつなぐ接点として当該事業を活用できる可能性がある。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	母子生活支援施設措置費	▼母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ▼施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●			●			●	
上五島福祉事務所(県) ※連携	母子・父子自立支援員設置事業	▼自立支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へとつなぐ等の対応の強化につながり得る。	●	●		●			●	
上五島保健所(県) ※連携	精神保健（断酒会）	▼アルコールの問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。 ▼連絡会や相談の機会は、飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し支援するための契機、接点になり得る。	●			●				
上五島保健所(県) ※連携	難病患者地域支援事業	▼難病を抱えている方とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面し自殺リスクの高い方もいる。 ▼研修や講演会等で自殺対策につき話をするすることで、支援者に対し問題理解の促進と意識の醸成を図ることができる。	●	●		●				

第4部 成年後見制度利用促進計画



空白ページ

第1章 成年後見制度利用促進計画について

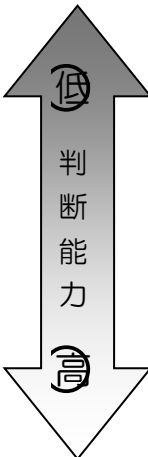
1. 成年後見制度利用促進計画の位置付け

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、当町の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

第2章 成年後見制度利用促進にかかる考え方及び目標等

1. 基本的な考え方

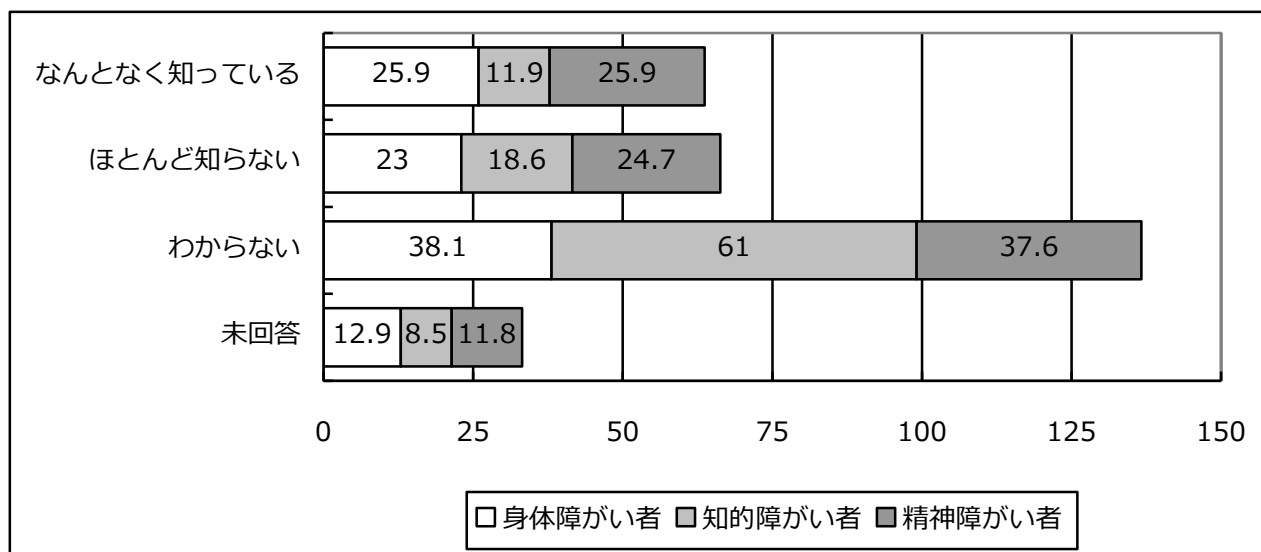
成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2制度があり、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、「法定後見制度」においては、家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があります。

		類型	概要	
成年後見制度	法定後見制度	後見人	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。	
		補佐人	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	
		補助人	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。	
任意後見制度		本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理等してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になった時にその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。なお、任意後見契約がスタートする時には、家庭裁判所に申立てを行い、「任意後見監督人」が選任されます。		

本町は、既に超高齢化社会のただなかにあり、認知症高齢者をはじめ、知的及び精神障がい者においても保護者や当事者の高齢化と成年後見制度の利用促進は、喫緊の課題であると考えられます。

しかしながら、現状は、制度自体の認知度が低いこともあり、認知症高齢者や知的及び精神障がい者の数と比較し、著しく少ない状況となっています。

表1. あなたは「成年後見制度」をご存知ですか（単数回答）



第4期新上五島町障がい福祉計画策定にかかるアンケート調査より

このことから、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、制度の広報・周知を含む、次の各場面ごとに地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められています。

- ① 制度の広報・周知
- ② 相談・発見
- ③ 情報集約
- ④ 地域体制整備
- ⑤ 後見等申立て
- ⑥ 後見等開始後の継続的な支援
- ⑦ 後見等の不正防止



2. 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

- 成年後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。
- 障がい者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、合理的配慮の必要性といったことを重視し、社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要があり、成年後見人等は障がい者の人生の伴走者として、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援を行っていくことが望ましい。
- 家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等を選任することができるようにするための方策を検討します。
- 今後の成年後見制度の利用促進の取り組みも踏まえた需要に対していくため、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成し、その支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保します。

イ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応に留意します。

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア 医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、必要な措置が講じられるよう要望していきます。

イ 死後事務の範囲や成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送など、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等を想定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行います。

第3章 成年後見制度利用促進に向けて講ずべき施策

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

制度開始時・開始後における身上保護の充実を図るため下記の項目について、検討を行います。

- ①高齢者と障がい者の特性に応じた意思決定支援の在り方
- ②成年後見人等の選任における配慮
- ③利用開始後における柔軟な対応
- ④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築について、下記の項目を踏まえ検討します。

- ①地域連携ネットワークの三つの役割
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制構築
- ②地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ・本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応
 - ・地域における「協議会」等の体制づくり
- ③地域連携ネットワークが担うべき具体的機能等
 - ・広報機能（パンフレット作成・配布・研修会・セミナー企画等）
 - ・相談機能（相談対応、ニーズの精査、見守り体制の調整等）
 - ・成年後見制度利用促進機能
 - ア）受任者調整（マッチング）等の支援
 - 親族後見人、町民後見人、弁護士、司法書士、社会福祉士及び家庭裁判所との調整・連携
 - イ）担い手の育成・活動の促進（法人後見の担い手の育成）
 - ウ）日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
 - ・成年後見人等支援機能・不正防止効果

3. 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正の発生を未然に抑止するための仕組みについて、下記のような今後の積極的な取り組みを期待します。

- ①金融機関による本人名義の預貯金口座について、不正な引出しを防止する仕組みの導入。
- ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止。
- ③家庭裁判所と専門職団体等との連携
- ④移行型任意後見契約における不正防止

4. 制度の利用促進に向けて取り組むその他の事項

その他の利用促進に向けて、下記の項目について取り組みます。

- ①任意後見等の利用促進
 - ・行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取り組みを進めます。
- ②制度の利用に係る費用等に係る助成
 - ・成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立ての協力が得られない場合は、町長申立により本人の利益を守る手続きを検討します。また、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。



空白ページ

空白ページ

平成 31 年 3 月発刊

発行：新上五島町

編集：新上五島町福祉長寿課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1

電 話 0959 - 53 - 1111

ファックス 0959 - 52 - 3741